

北広島市  
第4期地域福祉計画  
(素案)

北 広 島 市

## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画の構成

---

1. 地域福祉を取り巻く社会環境 .....	1
2. 計画策定の目的 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 計画期間 .....	5
5. 計画の策定体制 .....	6

### 第2章 地域福祉の現状と課題

---

1. 地域特性 .....	7
(1) 人口、世帯数 .....	7
(2) 地区別の人口動向と地域の高齢化 .....	12
(3) 要支援・要介護者の動向 .....	13
(4) 障がい者の動向 .....	14
(5) 生活保護受給者の動向 .....	16
(6) 市民活動の状況 .....	17
2. 上位計画・関連計画 .....	18
3. 市民意向 .....	21
(1) 市民意向調査の概要 .....	21
(2) 回答者の属性など .....	22
(3) 家庭の悩み、地域に手伝ってほしいこと .....	24
(4) 近所とのつきあい、地域活動 .....	26
(5) 地域活動の方向性 .....	28
(6) ボランティア活動 .....	30
(7) 福祉施策に対する意向 .....	36
(8) 地域活動に対する評価 .....	39
(9) 災害時の助け合い .....	41
4. 地域福祉の課題と計画の方向性 .....	45
(1) 前計画、アンケートなどから導かれる課題 .....	45
(2) 計画策定における課題 .....	52

## 第3章 地域福祉の推進

---

1. 基本理念・基本目標 .....	54
(1) 基本メッセージ・理念 .....	54
(2) 基本目標 .....	56
2. 施策の展開 .....	57
(1) 基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実 .....	59
(2) 基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進 .....	61
(3) 基本施策3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成...	66
(4) 基本施策4 保健、福祉、医療との垣根のない連携 .....	67
(5) 基本施策5 市民参加を促し、様々な地域活動を支援する体制の充実 .....	68
(6) 基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり .....	71
(7) 基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進 .....	73
(8) 基本施策8 地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり .....	75
(9) 基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化 .....	76
(10) 基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制構築、普及啓発 .....	77

# 第1章 計画の構成

## 1. 地域福祉を取り巻く社会環境

### ① 地域福祉を取り巻く社会環境

北広島市では、他市町村と同様に少子高齢化が急速に進んでいます。また、同時に世帯人員も減少していく中で、単身の高齢者が増えるなど、家庭や地域社会に大きな影響を及ぼしています。

65歳以上の高齢者が市の人口の26%（平成26年9月現在）を超え、高齢者のうち19.0%（平成26年3月現在）は要支援または要介護状態になっています。さらに、障がい者の高齢化も進んでおり、70歳以上の人が全障がい者の40%を超えるまでに増加しています。

高齢者や障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、公的なサービスや専門的なサービスだけでなく、社会全体、地域全体で支えていく仕組みが望まれます。

また、若い世代の人でも安心して住むことができる北広島であるためには、行政サービスだけでなく、この先、民間や市民団体、地域住民ボランティアなど広範囲にわたる担い手がともに支え合う地域づくりの体制を育て、広げていくことが必要です。

このような地域福祉の考え方を具体化するための仕組みづくりを定めるものが「北広島市地域福祉計画」です。

### ② 計画見直しの経緯

北広島市では、平成24年3月に、計画期間を平成24年度から平成26年度までとする「北広島市第3期地域福祉計画」（以下「前計画」と表記します。）を策定しました。前計画の策定により、行政、市民、民間活動との連携や調整・役割分担のための方策および市民活動に対する支援策など、地域福祉を推進するための行政の役割と責任を示しました。

前計画の策定後、国では、高齢者を対象とする介護サービスに対して、平成24年4月に介護保険法の改正があり、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることとされました。

障がい者関連では、平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改正され、共

生社会を実現するため、社会参加機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けて、障がい福祉サービスの充実や障がい者の定義に難病等を追加することなどが行われています。

子ども・子育て関連では、子ども・子育て支援法の制定や認定こども園法の改正などが行われており、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。この中で、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などの取組みを進めることとなりました。

生活困窮者を対象とした自立支援制度として、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するため、平成27年4月から、相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などが開始されることになりました。

一方、環境対策や災害対策など、地域における多様な課題に対しては、公的サービスだけで対応することは困難な状況も生まれてきています。

地域社会の少子化、高齢化が進み、加えて単身世帯が増加しており、地域における身近な生活課題に対応するためには、住み慣れた地域における住民相互の「新たな支え合い」（57ページ参照）による「地域力」（54ページ参照）を高めていくことが望まれています。

本市では、これら社会環境の変化を踏まえ、この先も安心して生活できるまちづくりのために、高齢者や障がい者などの個別計画の見直しと期を一にして、前計画を見直しすることとします。

## 2. 計画策定の目的

地域福祉計画は、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関らず、すべての市民が地域社会の一員として尊重され、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるように、地域住民、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO（非営利活動団体）、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範な地域福祉の担い手と、ともに支え合う地域福祉づくりを目指し、その指針と施策を示す計画です。

### 3. 計画の位置づけ

#### ① 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法107条に基づく市町村地域福祉計画として位置づけています。「社会福祉法」は、平成12年6月に「社会福祉事業法」からの名称変更とともに、大幅な改正が行われました。地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送れることです。限られた人に対する支援にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての人が安心して自立した生活を送れるよう促すために策定されました。

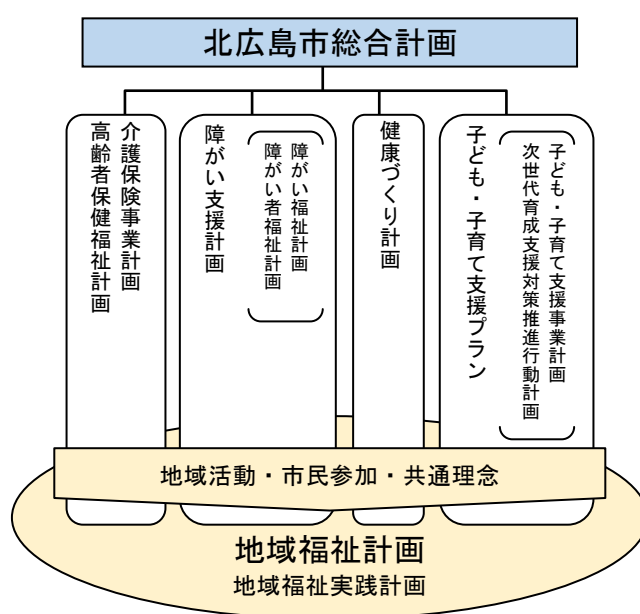
そのために、市民・地域・団体等に広く問いかけ、地域ニーズや隠れた資源を洗い出し、それを基に、施策ごとにわかりやすい目標の設定をしていきます。そして、高齢者や障がい児・者、母子や父子等のひとり親家庭、児童、その他弱者を地域で支える体制の確立を目指すため、要援護者支援の方策と高齢者等の孤立の防止等の方策を盛り込みます。生活困窮者への対応について、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されることに伴い、生活困窮者の自立支援に関する事項を盛り込むこととしました。

また、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画は、地域福祉や市民参加などの観点から、連携を求められる分野であり、共通の理念で結ばれる取り組みであるため、地域福祉計画の中で統合します。

## ② 地域福祉実践計画との連携

社会福祉協議会では、市民や民間団体の役割、活動内容を方向付ける「地域福祉実践計画」を定めており、市の計画にあわせて、今後のボランティア活動のあり方や地域福祉推進の中核となる活動母体の組織化など、具体的な活動内容を盛り込んでいます。

### ■地域福祉計画の位置づけ



## 4. 計画期間

地域福祉計画の第4期計画は、平成27年度から32年度までの6か年とし、必要に応じて3年目に見直しを行います。他の関連計画と合わせ、計画期間を下図に示します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域福祉計画	第3期計画 (H24～26)			第4期計画 (H27～32)					
高齢者 保健福祉計画	(H24～26)			(H27～29)					
介護保険 事業計画	第5期計画 (H24～26)			第6期計画 (H27～29)					
障がい者 福祉計画	(H24～26)			障がい支援計画 (H27～29)					
障がい 福祉計画	第3期計画 (H24～26)			(H27～29)					
健康づくり 計画	第3次計画 (H24～26)			第4次計画 (H27～32)					
次世代育成 支援対策 推進行動計画	後期計画 (H22～26)			子ども・子育て支援プラン (H27～31)					
子ども・子育て 支援事業計画				(H27～31)					

## 5. 計画の策定体制

### ① 検討委員会の設置

地域福祉計画は、地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、計画づくりを進めるために、住民参加による意見反映が必要なことから、福祉、医療関係、ボランティア、学識経験者、公募による市民代表などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制をとりました。

また、計画の効率的な策定を図るため、地域福祉部会、高齢福祉部会、障がい福祉部会の各部会を設置しました。

なお、「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進捗状況を評価・検証し、市としての進行管理を行っていきます。

### ② 庁内体制

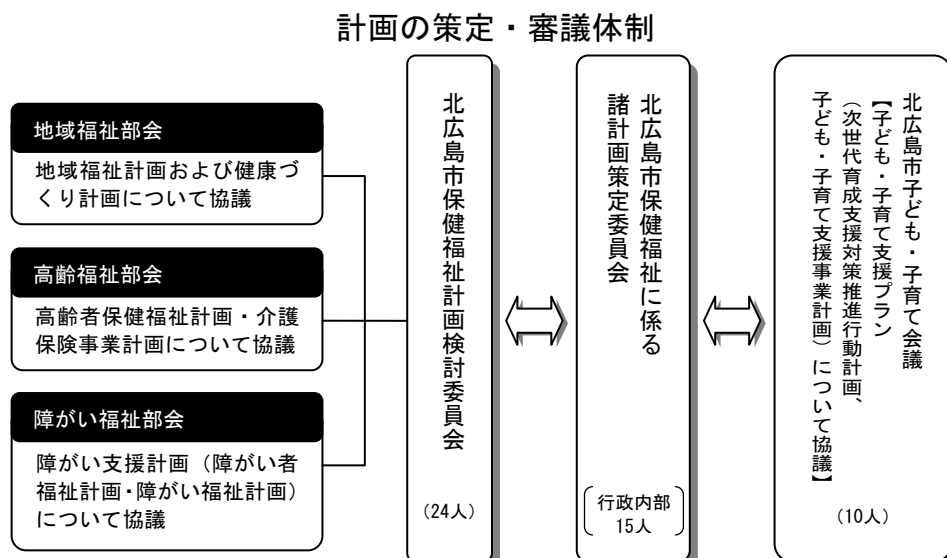
地域福祉計画は、福祉、保健、医療、教育、住宅、就労、まちづくりなど住民の様々な生活分野に関連することから、行政の関係部門が連携し、多角的な視点からの検討が必要です。そのため、保健福祉分野を中心に、関連部局の参加による「北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会」（委員長：副市長）を庁内に設置し、計画策定に向けた検討を行いました。

### ③ アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、市民の福祉ニーズや生活実態の把握に向け、地域福祉計画に関するアンケート調査を行いました。

### ④ 市民からの意見の反映

【パブリックコメントで意見を募集後に記載】



## 第2章

## 地域福祉の現状と課題

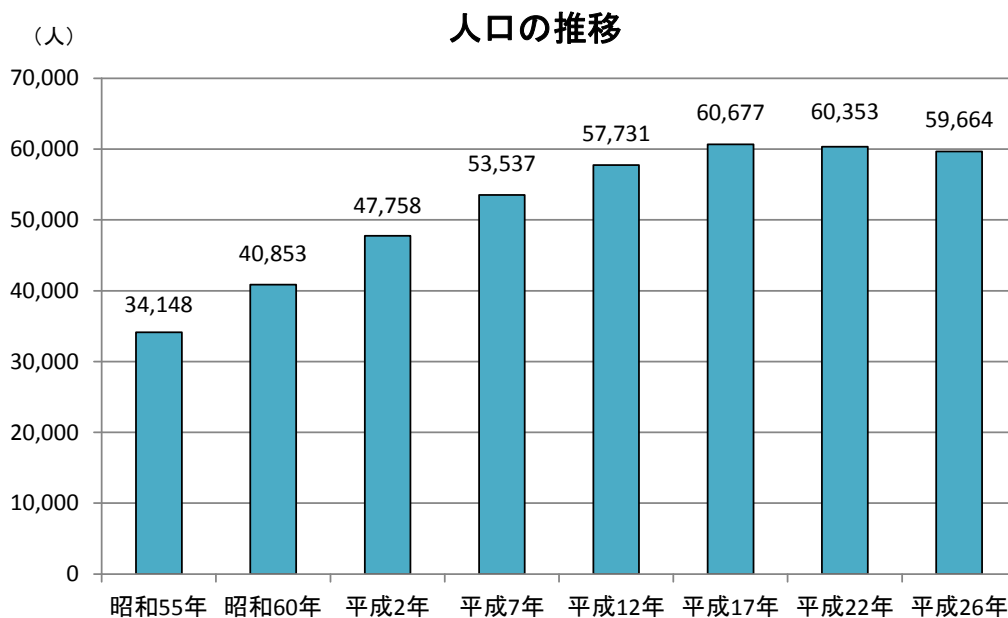
### 1. 地域特性

#### (1) 人口、世帯数

##### ① 人口の動向

本市の人口は、平成26年9月末の住民基本台帳によると、59,664人となっています。

国勢調査の過去の人口推移と合わせて見ると、平成17年をピークに人口が減少しています。



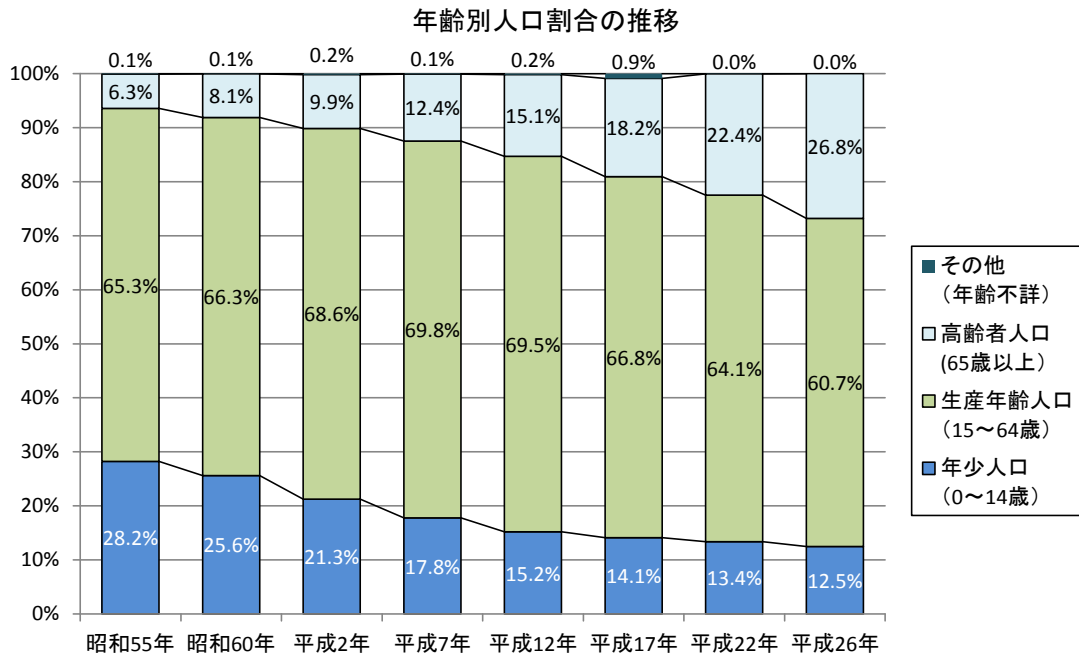
<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>

#### 年齢別人口の推移

項目	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
年少人口(0~14歳)	9,635	10,471	10,154	9,529	8,780	8,572	8,083	7,450
生産年齢人口(15~64歳)	22,313	27,068	32,762	37,343	40,128	40,553	38,693	36,222
高齢者人口(65歳以上)	2,166	3,291	4,748	6,616	8,723	11,032	13,547	15,992
その他(年齢不詳)	34	23	94	49	100	520	30	-
合計	34,148	40,853	47,758	53,537	57,731	60,677	60,353	59,664

<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>

年齢別人口割合は、高齢者人口が年々増加する一方、年少人口が年々減少してきています。



<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>

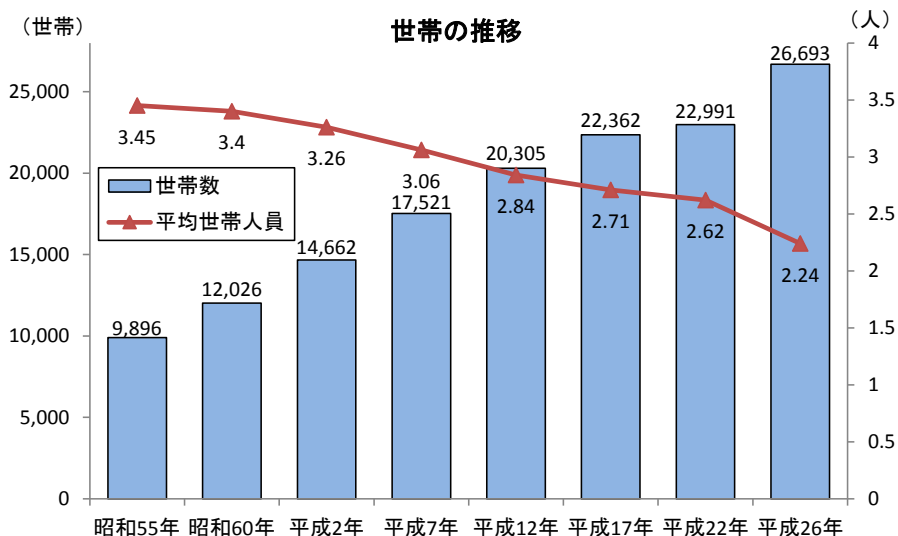
※数値について、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを表記しており、百分率の合計が100%にならないところがあります。

## ② 世帯の動向

世帯数は、住民基本台帳（平成26年9月末現在）で26,693世帯、国勢調査（平成22年）で22,991世帯となっています。

人口が減少していますが、世帯数は増加しています。

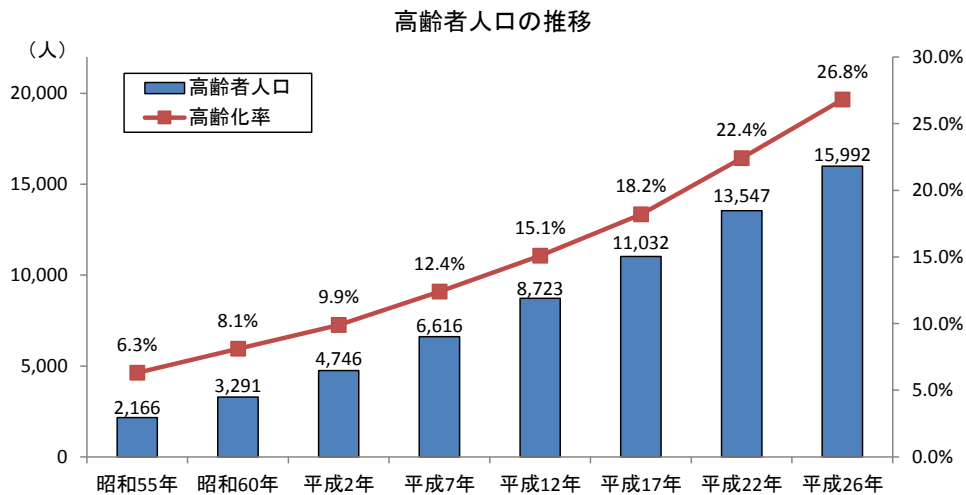
平均世帯人員は、年々減少しており、核家族化や高齢化による単身世帯の増加などがうかがえます。



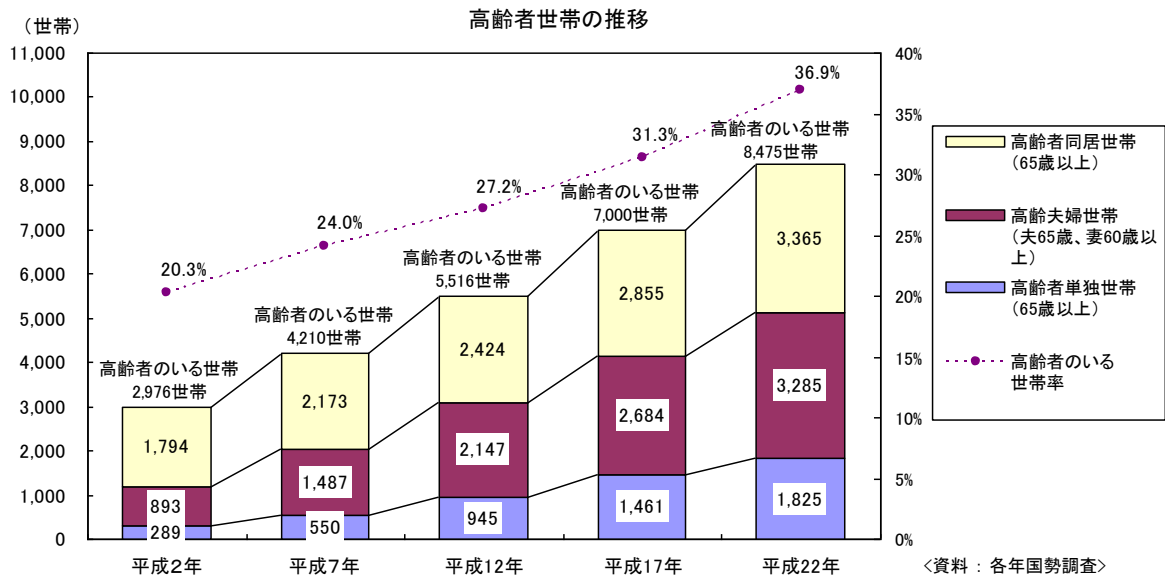
<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>

### ③ 高齢者の動向

65歳以上の高齢者は、住民基本台帳（平成26年9月末現在）で15,992人（高齢化率26.8%）、国勢調査（平成22年）で13,547人（高齢化率22.4%）となっています。平成12年と平成22年を比較すると、この10年間で4,824人の増加（55.3%増）となっています。



<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>



<資料:各年国勢調査>

**高齢者単独世帯・高齢夫婦世帯・高齢者同居世帯の推移**

	高齢者単独世帯	高齢夫婦世帯	高齢者同居世帯	高齢者のいる世帯計	高齢者のいる世帯率	総世帯数
平成2年	289	893	1,794	2,976	20.3%	14,662
平成7年	550	1,487	2,173	4,210	24.0%	17,521
平成12年	945	2,147	2,424	5,516	27.2%	20,305
平成17年	1,461	2,684	2,855	7,000	31.3%	22,362
平成22年	1,825	3,285	3,365	8,475	36.9%	22,991

<資料:各年国勢調査>

※高齢者単独世帯=65歳以上の単身世帯

高齢者夫婦世帯=夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦のみ世帯

高齢者同居世帯=65歳以上の親族と同居している世帯(高齢夫婦世帯を除く)

高齢者のいる世帯計=65歳以上のいる一般世帯

世帯主が65歳以上の単独世帯は、平成17年は1,461世帯でしたが、平成22年には1,825世帯（1.25倍）となっています。男性では341世帯が513世帯に、女性では1,120世帯が1,312世帯に増加しています。夫婦のみの世帯は、2,786世帯から3,383世帯（1.21倍）へと増加しています。

75歳以上に限ってみると、単独世帯は731世帯から978世帯（1.34倍）へと増加し、男性では154世帯が239世帯に、女性では577世帯が739世帯に増加しています。夫婦のみの世帯は、1,003世帯から1,293世帯（1.29倍）に増加しています。

単独世帯、夫婦のみの世帯ともに、「65歳以上」に比較して「75歳以上」で大幅に増加していることがうかがえます。

本市における急速な高齢化の進行により、今後ますます支援を必要とする人々の増加が予想されます。また、高齢者世帯のうち単独世帯や夫婦世帯の増加は、家族など身近な支援が困難となることが予想されることから、公的支援とともに、地域での見守りや支援がより一層必要となると思われます。

世帯主年齢階層別の世帯数(単独世帯)

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	65歳以上	75歳以上
平成12年	3,390	259	775	345	319	496	520	514	162	-	945	399
平成17年	4,031	212	691	429	354	562	682	719	382	-	1,461	731
平成22年	4,645	139	668	476	469	641	840	835	577	30	1,825	978

世帯主年齢階層別の世帯数(単独世帯【世帯主:男性】)

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	65歳以上	75歳以上
平成12年	1,557	145	444	214	205	244	161	109	35	-	221	82
平成17年	1,753	121	406	255	223	291	220	156	81	-	341	154
平成22年	2,214	88	415	335	328	356	330	221	141	25	513	239

世帯主年齢階層別の世帯数(単独世帯【世帯主:女性】)

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	65歳以上	75歳以上
平成12年	1,833	114	331	131	114	252	359	405	127	-	724	317
平成17年	2,278	91	285	174	131	271	462	563	301	-	1,120	577
平成22年	2,431	51	253	141	141	285	510	614	436	5	1,312	739

世帯主年齢階層別の世帯数(夫婦のみ)

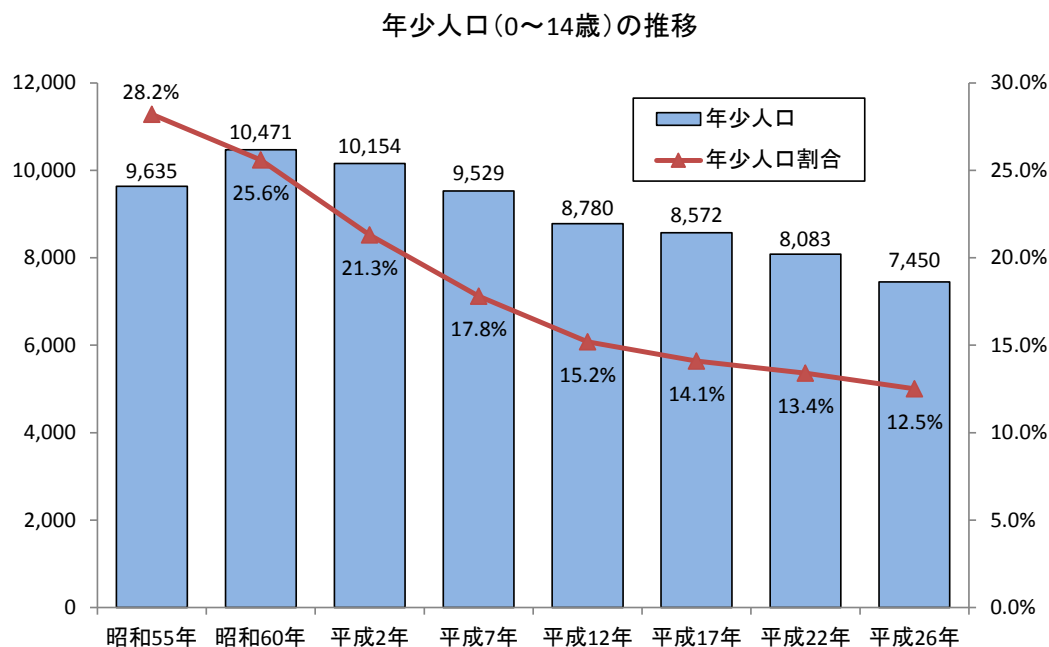
	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	65歳以上	75歳以上
平成12年	5,178	0	219	406	346	1,119	1,677	1,150	261	-	2,262	648
平成17年	5,938	1	140	460	341	1,159	2,004	1,446	387	-	2,786	1,003
平成22年	6,376	0	94	376	412	966	2,314	1,594	620	0	3,383	1,293

<資料:各年国勢調査>

#### ④ 子どもの動向

年少人口（14歳以下）は、住民基本台帳（平成26年9月末現在）で7,450人（年少人口割合12.5%）、国勢調査（平成22年）で8,083人（年少人口割合13.4%）となっています。

平成12年と平成22年を比較すると、この10年間で697人の減少（7.9%減）となっており、年少人口の減少傾向が続いています。



<資料:平成22年まで国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は9月末現在の住民基本台帳(外国人を含む)>

## (2) 地区別の人口動向と地域の高齢化

人口動向は、市全体としては、わずかながら人口が減少しています。

地区別では、大曲地区が人口、世帯数ともに増加しています。北広島団地地区は、世帯数は増減がありますが、人口は平成7年をピークに減少しています。

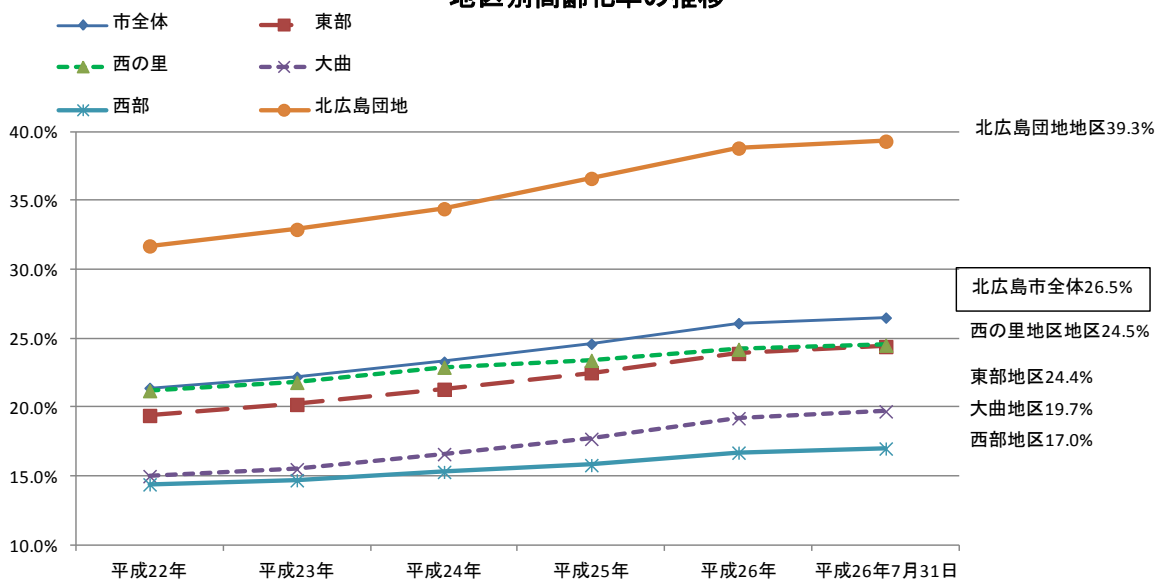
高齢化率（平成26年7月31日現在）は北広島団地地区が39.3%で、5地区の中で最も高齢化が進行しています。西部地区、大曲地区は、住宅地開発に伴う若い世帯の転入が多いため、地区全体としては高齢者の比率があまり高くなっていません。

地区別人口・世帯数の推移

	平成12年			平成17年			平成22年			平成26年		
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員
総数	57,731	20,305	2.84	60,677	22,362	2.71	60,353	22,991	2.63	59,664	26,693	2.24
東部地区	14,745	5,569	2.65	15,643	6,150	2.54	15,957	6,407	2.49	15,710	7,315	2.15
北広島団地地区	18,527	6,889	2.69	17,646	7,009	2.52	16,238	6,773	2.40	15,910	7,634	2.08
西の里地区	5,698	1,865	3.06	6,661	2,270	2.93	6,751	2,365	2.85	6,781	2,936	2.31
大曲地区	15,599	5,042	3.09	16,968	5,791	2.93	17,008	6,095	2.79	17,221	7,219	2.39
西部地区	3,162	940	3.36	3,759	1,142	3.29	4,399	1,351	3.26	4,042	1,589	2.54

<資料：平成22年まで国勢調査（各年10月1日現在）、平成26年は9月末現在の住民基本台帳（外国人を含む）>

地区別高齢化率の推移



<資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）>

### (3) 要支援・要介護者の動向

要支援・要介護の認定を受けている人は、平成26年3月31日現在で要支援者は1,174人、要介護者は1,778人、合計2,952人となっており、65歳以上の人の19.0%を占めています。

5年前（平成21年3月31日）と比べると、要支援・要介護者計は862人（41.2%増）増えており、高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護の人が確実に増加しています。

高齢者人口と要支援・要介護者の推移

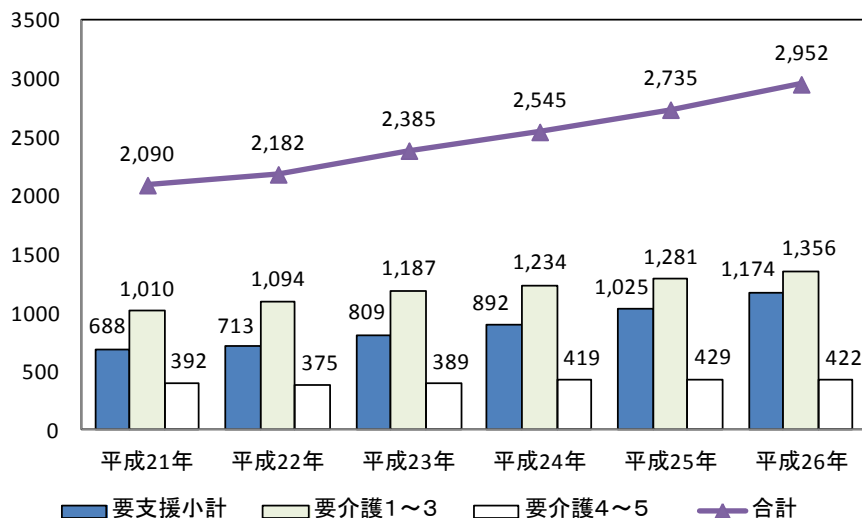
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	60,802	60,729	60,465	60,291	60,044	59,717
40歳～64歳	22,509	22,460	22,500	22,370	22,140	21,828
65～74歳	7,231	7,492	7,546	7,913	8,321	8,823
75歳以上	5,319	5,532	5,868	6,146	6,440	6,747
65歳以上人口	12,550	13,024	13,414	14,059	14,761	15,570
高齢化率(65歳以上)	20.6%	21.4%	22.2%	23.3%	24.6%	26.1%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
軽	要支援1	446	512	615	673	792	919
	要支援2	242	201	194	219	233	255
	要支援計	688	713	809	892	1,025	1,174
	(構成比)	32.9%	32.7%	33.9%	35.0%	37.5%	39.8%
中	要介護1	387	466	563	643	677	717
	要介護2	386	373	362	333	362	377
	要介護3	237	255	262	258	242	262
	要介護1～3計	1,010	1,094	1,187	1,234	1,281	1,356
(構成比)	48.3%	50.1%	49.8%	48.5%	46.8%	45.9%	
重	要介護4	170	157	166	171	185	191
	要介護5	222	218	223	248	244	231
	要介護4～5計	392	375	389	419	429	422
	(構成比)	18.8%	17.2%	16.3%	16.5%	15.7%	14.3%
要介護計	1,402	1,469	1,576	1,653	1,710	1,778	
要支援・要介護合計	2,090	2,182	2,385	2,545	2,735	2,952	
65歳以上に占める割合	16.7%	16.8%	17.8%	18.1%	18.5%	19.0%	

<資料：北広島市福祉統計（各年3月31日現在）>

(人)

要支援・要介護者の推移



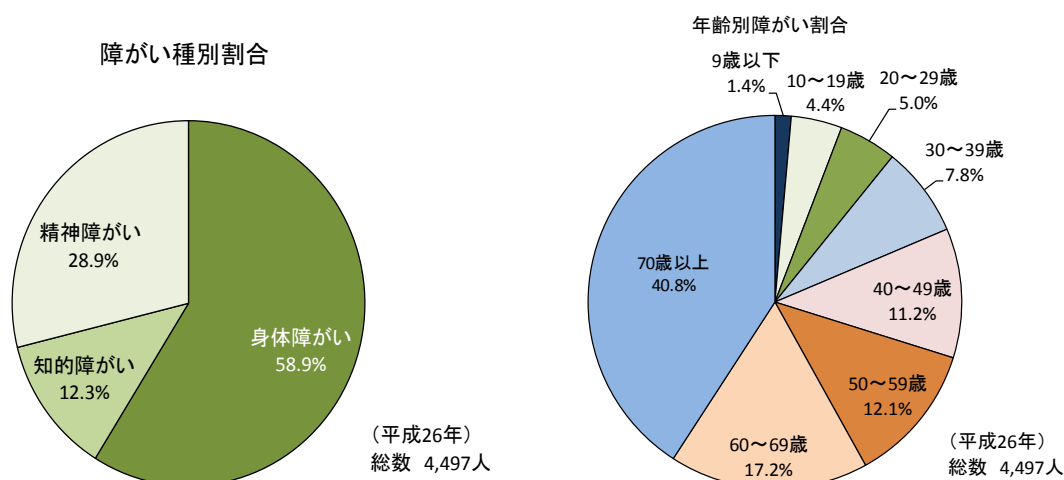
#### (4) 障がい者の動向

障がい者は、平成26年4月1日現在で、身体（身体障害者手帳の交付者）が2,647人、知的（療育手帳の交付者）が551人、精神（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,299人、合計4,497人で総人口の7.5%を占めています。平成21年と比較すると、この5年間で874人増加（24.1%増）しています。

年齢別では、70歳以上が1,833人（全障がい者の40.8%）で、障がい者の高齢化の傾向がみられます。

障がい者手帳交付者のうち、手帳の等級が重度である身体障害者手帳の1、2級が1,256人、療育手帳のA判定が205人、精神障害者保健福祉手帳（全体では320人）の1級が40人、合計1,501人で障がい者手帳交付者の42.7%を占めています。

また、身体障害者手帳の交付者において、部位別では、肢体不自由（1,609人、60.8%）が一番多く、次に内部機能障がい（698人、26.4%）となっています。

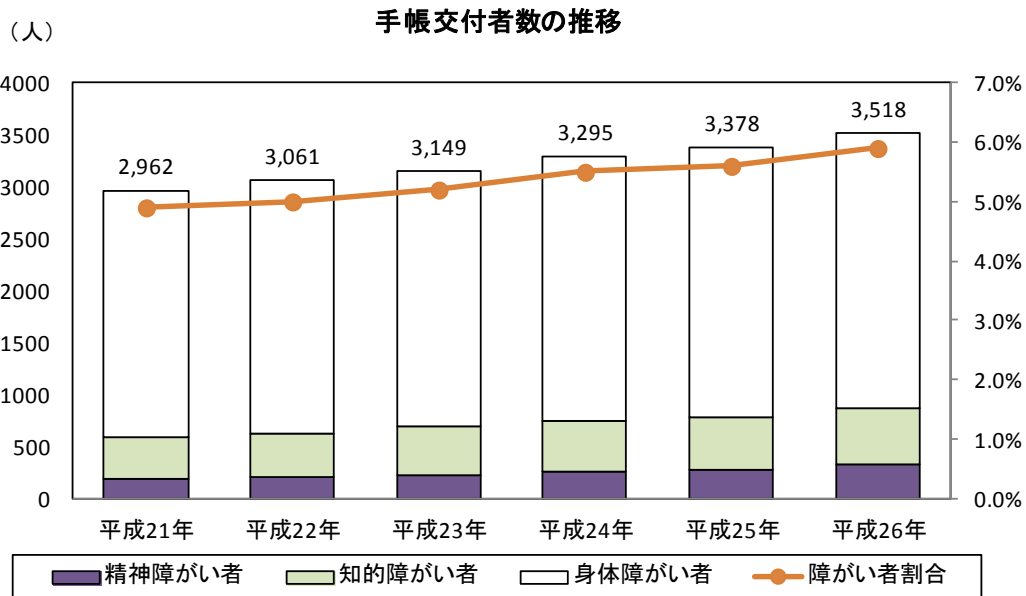


※数値について、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までを表記しており、百分率の合計が100%にならないところがあります。

北広島市の障がい者の人数(平成26年)

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	比率
9歳以下	21	44	0	65	4,463	1.5%
10～19歳	35	127	38	200	6,105	3.3%
20～29歳	34	111	82	227	4,991	4.5%
30～39歳	62	102	186	350	6,760	5.2%
40～49歳	128	68	309	505	8,514	5.9%
50～59歳	269	50	224	543	7,919	6.9%
60～69歳	556	33	185	774	10,336	7.5%
70歳以上	1,542	16	275	1,833	10,629	17.2%
合計	2,647	551	1,299	4,497	59,717	7.5%
構成比	58.9%	12.3%	28.9%	100.0%		

<資料: 身体、知的は平成26年4月1日/北広島市調べ  
精神は平成25年12月31日/北海道調べ  
総人口は平成26年3月31日/住民基本台帳>



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
総人口	60,802	60,729	60,465	60,291	60,044	59,717	-1,085	98.2%
身体障がい者	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%
知的障がい者	397	424	461	489	509	551	154	138.8%
精神障がい者	184	202	225	258	277	320	136	173.9%
手帳交付者計	2,962	3,061	3,149	3,295	3,378	3,518	556	118.8%
障がい者割合	4.9%	5.0%	5.2%	5.5%	5.6%	5.9%		

＜身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年4月1日）  
総人口：住民基本台帳（各年3月末日）＞

障がい種別ごとの手帳等級（平成26年）

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
区分	人数	構成比	区分	人数	構成比	区分	人数	構成比
1、2級	1,256	47.4%	A判定	205	37.2%	1級	40	12.5%
3～6級	1,391	52.6%	B判定	346	62.8%	2、3級	280	87.5%
合計	2,647	100.0%	合計	551	100.0%	合計	320	100.0%

＜資料：北広島市調べ（各年4月1日）＞

身体障害者手帳交付者数の推移（部位別）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	5年増減率
視覚障がい	103	97	91	102	101	100	-3	97.1%
聴覚平衡障がい	171	172	186	188	200	208	37	121.6%
音声機能障がい	26	25	24	26	28	32	6	123.1%
内部機能障がい	600	633	632	670	686	698	98	116.3%
肢体不自由	1,481	1,508	1,530	1,562	1,577	1,609	128	108.6%
合計	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%

＜資料：北広島市調べ（各年4月1日）＞

## (5) 生活保護受給者の動向

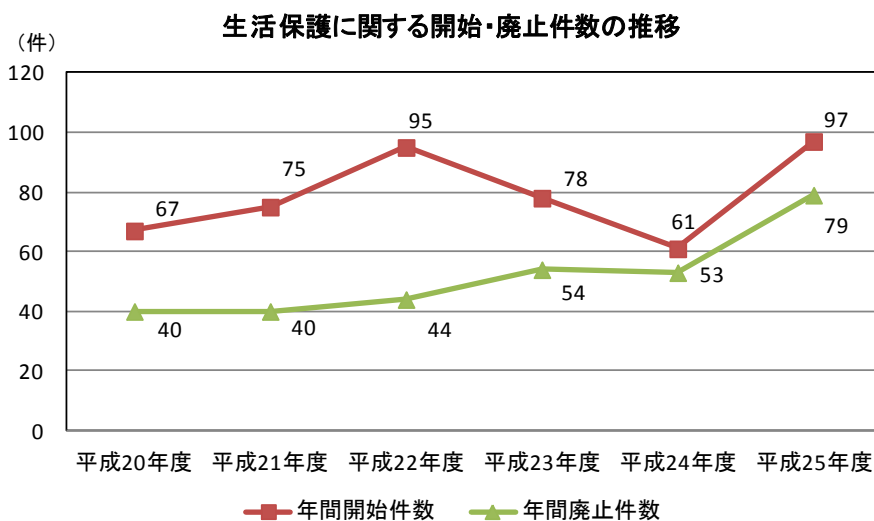
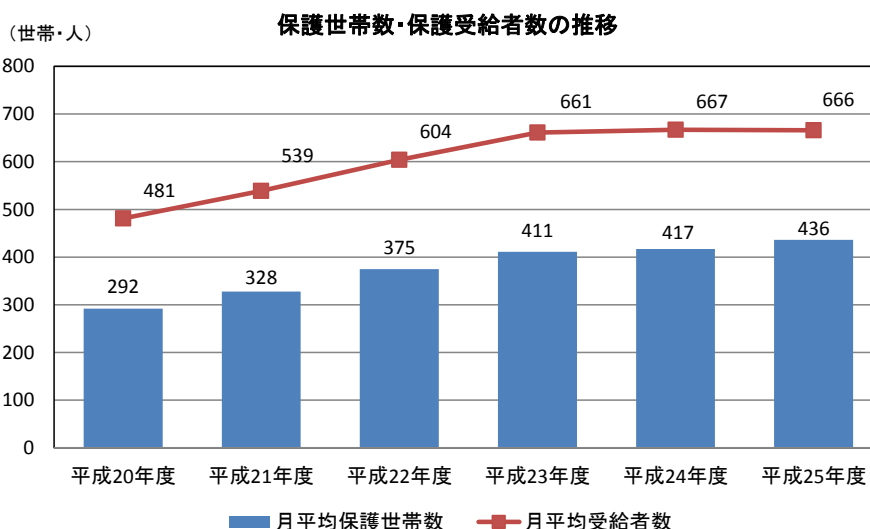
生活保護の受給者は、平成25年度の平均受給者数が666人となっており、5年前（平成20年度）と比較すると185人増えていますが、ここ3年間ほぼ横ばいになっています。

また、受給世帯は、平成25年度の平均世帯数が436世帯となっており、5年前（平成20年度）と比較すると144世帯増えていきます。

生活保護の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間開始件数	67	75	95	78	61	97
年間廃止件数	40	40	44	54	53	79
月平均保護世帯数	292	328	375	411	417	436
月平均受給者数	481	539	604	661	667	666
月平均保護率	0.79%	0.89%	1.00%	1.09%	1.11%	1.11%

<資料：北広島市福祉統計>



## (6) 市民活動の状況

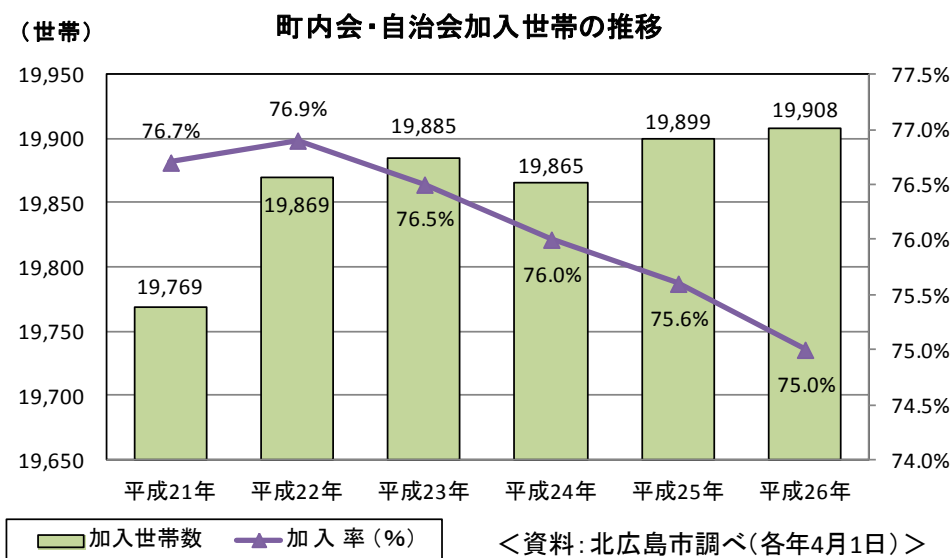
地域では、町内会・自治会、社会福祉協議会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体など様々な市民や団体が高齢者などの要援護者に対する支援活動を行っています。

特に、地域で増え続ける在宅福祉ニーズや多様化する生活課題に対応したNPOの活動が顕著となり、行政や民間事業者との連携による相乗効果も期待されています。

一方、町内会・自治会の活動状況は、組織率の低下や高齢化などによる活動の低迷が課題となっている地区もあります。

また、本市ではボランティア活動が活発で、社会福祉協議会には、登録ボランティア団体が15、ボランティア活動協力校も20校あり、個人の登録も含めて平成26年3月現在で1,543人の市民がボランティア登録しており、様々な分野で活動しています。

しかし、高齢化が進展するなか、新たなボランティアの確保が課題となっています。



## 2. 上位計画・関連計画

### ① 新・北海道保健医療福祉計画

この計画は、北海道総合計画の保健医療福祉部門における基本計画であると同時に、社会福祉法108条の都道府県地域福祉支援計画に位置づけられ、市町村の地域福祉の推進を支援することを基本方針として平成20年3月に策定されています。

計画の期間は、新・北海道総合計画に合わせて、平成20年度からおおむね10年間としています。

平成24年度には、計画策定後の社会情勢の変化や施策の実施状況について中期的な評価が行われ、平成25年3月に「新・北海道保健医療福祉計画（改訂版）」が策定されました。

道民など多様な主体とともに保健・医療・福祉の基盤づくりを進めることによって実現する「めざす姿」は、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」とし、その実現に向けた基本姿勢は、1)一人ひとりの意思・選択を尊重する、2)みんなが参加して地域を支える、3)現在の世代そして将来の世代の安心を確保する、の3つとしています。

地域福祉の推進については、「ともに支え合う地域づくり」をテーマとし、取組みの方針としては、1)地域福祉の推進、2)福祉従事者の養成・確保、3)福祉サービスの適切な利用等、の3点としています。

### ② 北広島市総合計画

北広島市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間とする北広島市総合計画（第5次）を平成23年3月に策定しました。

総合計画では、まちづくりのテーマを「自然と創造の調和した豊かな都市」とし、目指す都市像を「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の3つと定めています。

都市像の実現に向けて基本目標を6つ定めており、それらは、1)支えあい健やかに暮らせるまち、2)人と文化を育むまち、3)美しい環境にまつまれた安全なまち、4)活気ある産業のまち、5)快適な生活環境のまち、6)計画の実現に向けて、としています。

地域福祉の推進に向けての基本的方向については、1)様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図る、2)福祉サービスを選択するため、様々な悩みや問題を受け止める相談体制や情報提供の充実を

図る、3) 市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携により、サービスの適切な提供を推進、4) 市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材育成や活動の促進のための仕組みづくりを進める、5) 要援護者の把握に努め、災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進める、6) バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図る、としています。

### ③ 北広島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

計画期間を平成27年度から29年度までの3年間とし、平成26年度に策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置づけています。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意図等を勘案したサービス種類ごとの見込み、および当該見込み量確保のための方策などを定める介護保険運営の基となる計画です。

施策展開のための基本的な目標は、1) 介護予防と自立支援、2) 介護サービスの充実、3) 地域支援体制（地域包括ケアシステム）の構築、4) 生きがいと社会参加の促進、としています。

### ④ 北広島市障がい支援計画

計画期間を平成27年度から29年度までの3年間とし、平成26年度に策定しています。

障がい支援計画は、「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」を一体的に策定した計画です。

「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、北広島市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すもので、障がい者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、障がい者施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけられています。

また、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、前述した障がい者福祉計画の基本方針を踏まえ、調和を図りながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

障がい者福祉計画の基本理念は、1) 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援、2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進、3) 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進、としています。

施策推進のための基本目標は、1) 総合的な相談サービスの提供、2) 利用しやすい福祉サービスの提供、3) 社会参加の促進、4) 障がい理解の促進、権利擁護の推進、5) 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援、6) 就労支援の充実、7) 災害に備えた避難体制等の確保、8) 障がい児支援の充実、の 8 つです。

#### ⑤ 北広島市健康づくり計画（第4次）

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づき、北広島市の妊婦、乳幼児から高齢者まですべての市民が心身ともにいきいきとした生活を送ることを目指し、生涯を通じた健康づくりを図るため指針として平成26年度に策定しています。計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間です。

計画の基本理念は、「互いに支え助け合い、生涯を通じ心身ともにいきいきと健康で暮らせるまちの実現」としています。

施策推進のための基本的な方向は、1)健康寿命の延伸、2)生活習慣病の発生子予防と重症化予防の徹底、3)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、4)生活習慣及び社会環境の改善、の4つとし、基本的な方向ごとに健康づくりを推進するための領域、目標、指標を設定し、具体的な取組みを推進します。

#### ⑥ 北広島市子ども・子育て支援プラン

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために北広島市子ども・子育て支援プランを平成26年度に策定しています。

このプランは、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく子ども・子育て支援事業計画に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の内容を組み込んだもので、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

計画の基本理念は、1)すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり、2)すべての親が安心して子育てできる環境づくり、3)すべての人が命の大切さを感じる環境づくり、4)すべての子どもが健やかに育つ環境づくり、としています。

施策推進のための基本目標は、1)地域における子育ての支援、2)母性および子どもの健康の確保および増進、3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4)子育てを支援する生活環境の整備、5)仕事と子育ての両立ができる環境の整備、6)子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進、7)子どもの安全の確保、8)社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進、9)子どもの権利の保障の推進、の9つです。

### 3. 市民意向

#### (1) 市民意向調査の概要

##### ① 調査の目的

地域福祉計画の見直しに際し、地域福祉に関する実態、意識等や関心のある施策について、市民の考えを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

##### ② 調査の方法

調査の対象者は、18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人です。

配付・回収は郵送とし、調査票は、健康づくり計画の調査票と同時に配付しました。

調査期間は平成26年8月15日（発送）から9月3日（投函期限）としました。

##### ③ 回収状況

- ・配付数=1,000人
- ・回収数= 440人（回収率= 44.0%）

※グラフ中の（N=440）などの表記は、その属性の回答者数のことです。また、以下の文中に「前回」とあるのは、平成23年に前計画策定のために実施したアンケート調査のことです。

## (2) 回答者の属性など

～高齢化、単身世帯の割合が確実に増えています～

地域には、様々な年齢の人、戸建て住宅や借家に住む人、単身世帯や夫婦のみの世帯、夫婦と子、ひとり親と子の世帯、世帯主と親、三世帯（世帯主と子と親）など、様々な住民や家族が住んでいます。

全体で、一番多い家族構成は「夫婦のみ」（32.7%）、次いで「夫婦と子」（31.6%）です。この2つの家族構成が全体の約6割を占めています。

年代別にみると、30歳未満では「子と親」世帯が50.0%と最も多く、30～50歳代では「夫婦と子」世帯が最も多く、特に30歳代では、65.1%を占めます。60歳代以上になると「夫婦のみ」世帯が最も多く、半数近くを占めるようになり、年齢が高齢になるほど徐々に「夫婦のみ」世帯が増加しています。

職業を見ていくと、全体では41.8%の人が仕事を持っており、次いで「無職」（34.8%）、「家事専業」（18.6%）の順になっています。性別で見ると、仕事を持っている男の人が49.5%、仕事を持っている女の人が34.9%となっています。

図 回答者家族構成別（性別・年齢別・住居形態別）

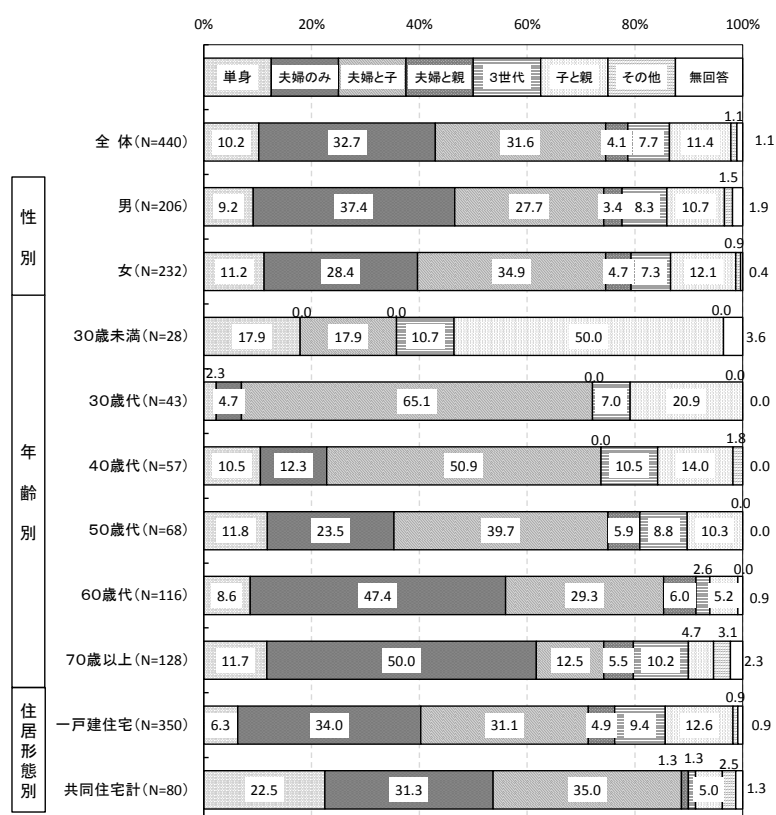
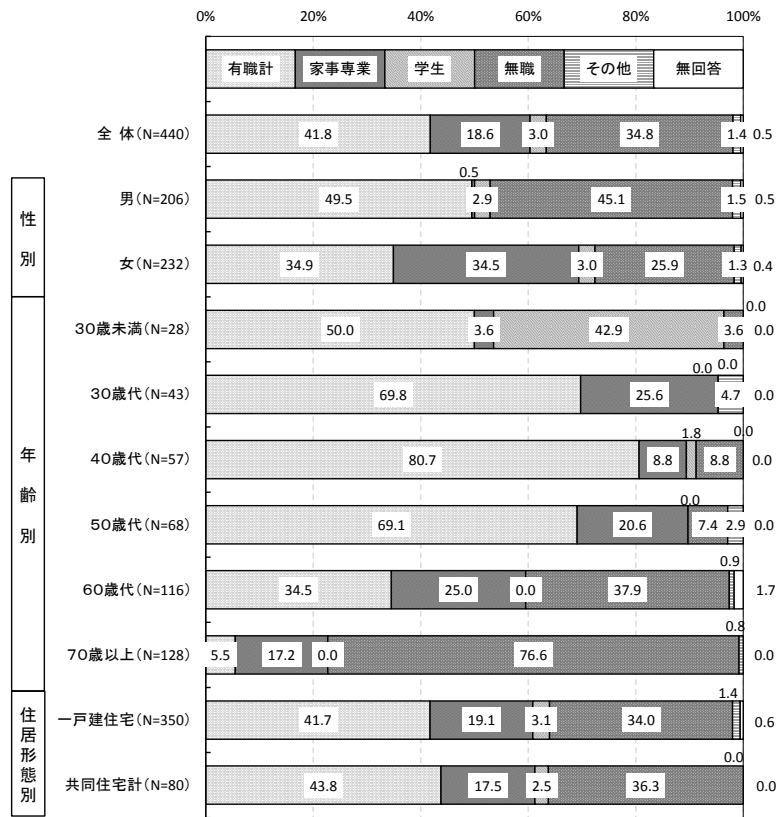


図 回答者職業別（性別・年齢別・住居形態別）



### (3) 家庭の悩み、地域に手伝ってほしいこと ～地域で期待されている手助けは～

住民の話題や悩みは多様です。経済的な関心ごとが最も多いものの、健康問題、教育問題、高齢者や障がい者の介護問題、防犯や災害への関心も多く出されています。

一方、地域住民に手伝ってほしいと期待されていることは、「除雪などの手伝い」(44.1%)、「買い物や外出の手伝い」(21.1%)、「道ばたでの声かけ」(17.3%)、「ごみ出し」(16.8%)、「訪問しての安否確認」(15.9%)、「身の回りの簡単な世話」(15.7%)、「役所・福祉団体等への相談」(14.8%)、「話し相手」(9.5%)などとなっています。

地域で期待されている手助けは、除雪の手伝い、買い物や外出の手伝い、ごみ出しなど、ごく身近な問題です。また、安否の確認、道ばたでの声かけなど、日常の見守りにも期待されており、行政サービスだけではカバーできない部分が出てきています。

図 家庭での話題、悩み（複数回答）

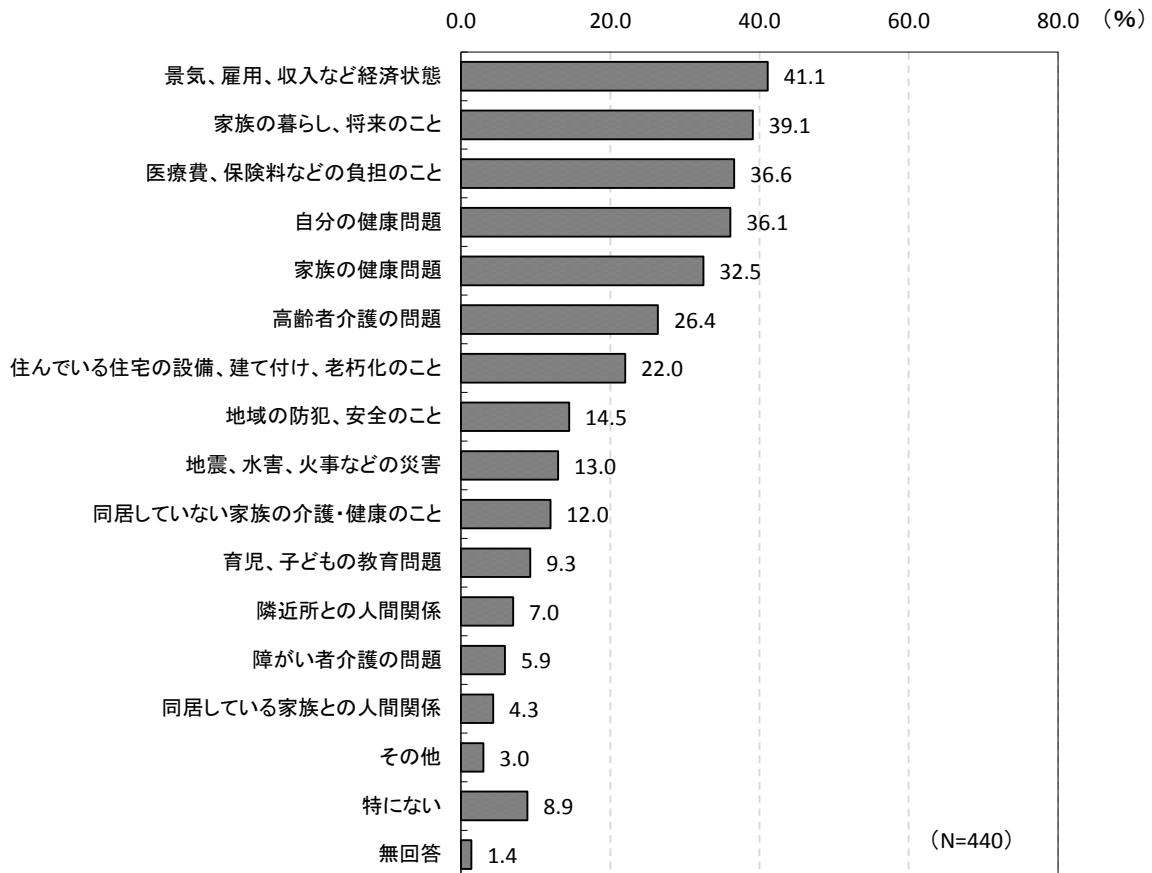
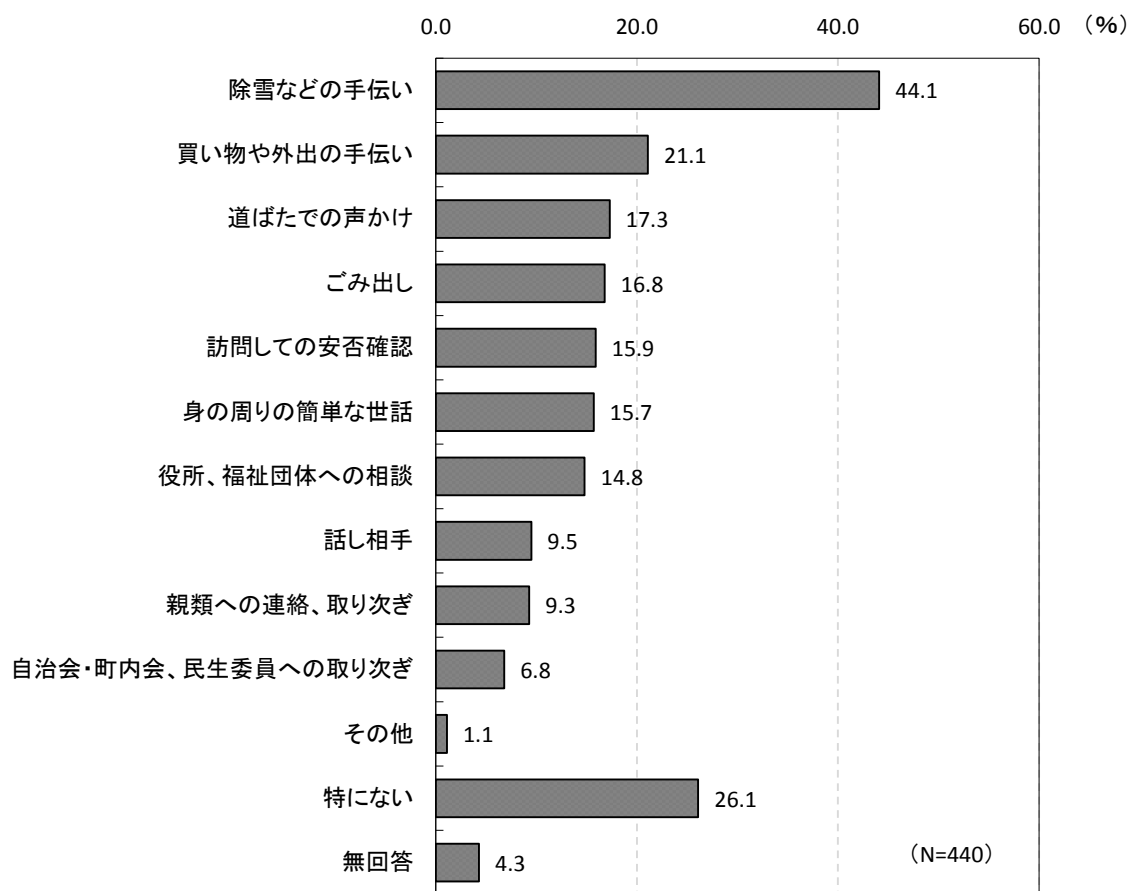


図 地域住民に手伝ってほしいこと(複数回答)



#### (4) 近所との付き合い、地域活動

##### ～地域活動に関心を持ってもらう機会が必要～

地域で、親しく付き合っている（29.1%）、立ち話をする程度（64.8%）を合わせると、地域で面識をもっている人は、93.9%にもなります。

住民が参加している地域活動について、町内会・自治会活動には42.3%の人が参加しており、そのほかにも趣味のサークル活動（14.8%）、PTA活動（5.0%）、老人クラブ活動（3.9%）、子ども会活動（3.2%）、婦人会活動（0.5%）など、住民は多くの分野の活動に参加しています。一方、参加していないと答えた人は41.8%います。

地域で面識をもっている人が、93.9%もいることから、これらの人々を町内会・自治会活動など地域活動に参加してもらえよう地域での連携が重要と思われます。今後は、いわゆる団塊の世代が職場生活から、地域生活へ移行してくることが予想されることから、地域活動への参加が期待されます。そのために町内会・自治会の活動などに興味、関心を持ってもらうことが望まれます。

図 近所との付き合い

※「親しく計」…「親しく付き合っている」、「気の合った人とは親しく付き合っている」の合計値です。

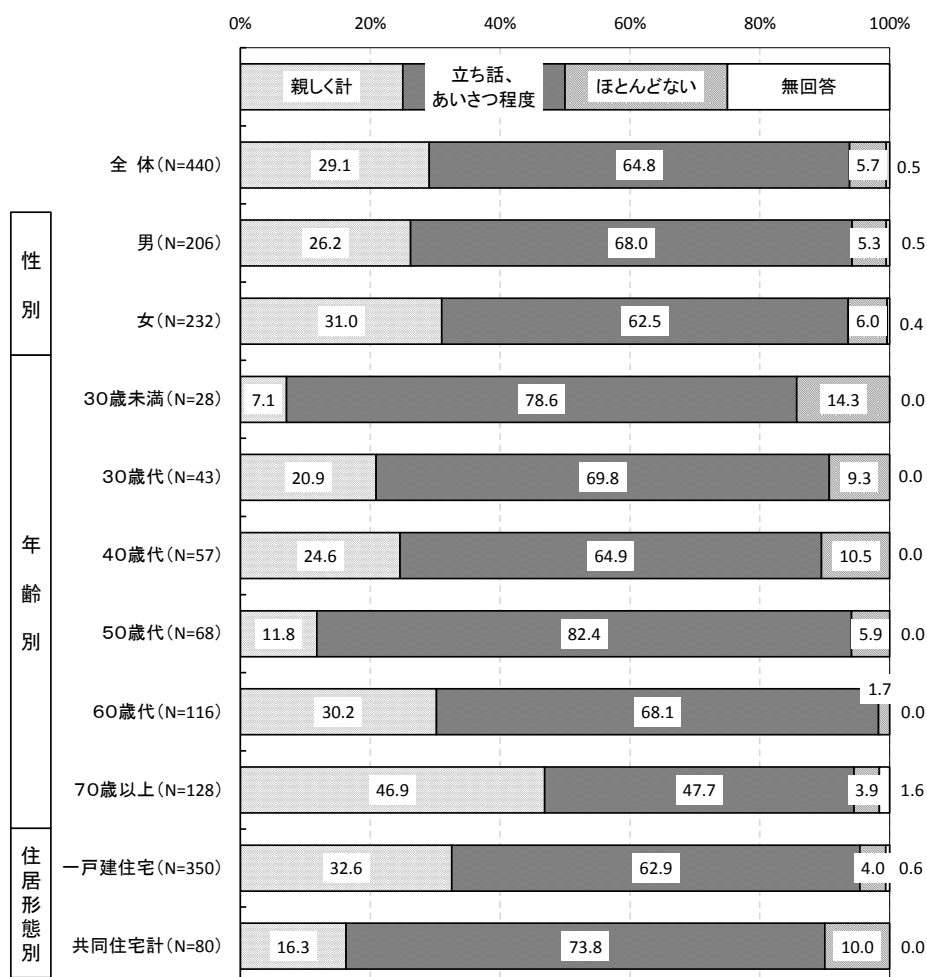
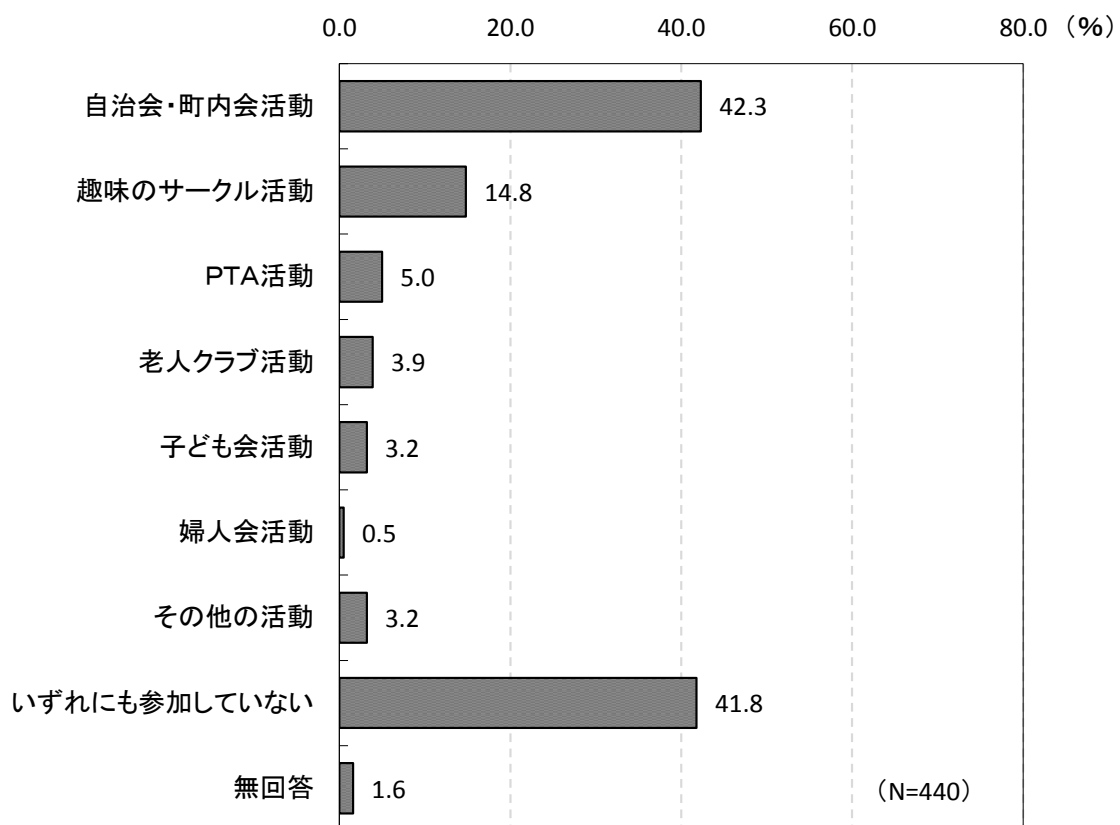


図 参加している地域活動（複数回答）



## (5) 地域活動の方向性

～地域活動は、まずはできることから、関心のあることから～

住民が、自分でしてあげられる地域活動としては、「道ばたでの声かけ」(55.5%)、「除雪などの手伝い」(28.2%)、「話し相手」(25.0%)などです。また、「特になし」(18.4%)が約2割であり、ほとんどの人が関心をもっていることもうかがえます。

地域活動を活発化させる方策として期待されていることは、「自治会・町内会主催の活動への参加」(45.9%)、「地域を会場とした地域活動への参加」(24.1%)などとなっています。確実にできること、普段やっていることを、負担なく地域の活動として地域で実行することが想定されています。

地域活動を推進するために必要なこととしては、「人とのつながり、ネットワーク」(45.7%)、「地域住民の理解」(42.7%)などであり、行政の支援もさることながら、地域での人とのつながりが重要という結果になっています。

地域活動は、確実に、気軽に、継続的に参加し、行われ続けることが重要です。地域住民にできること、地域の資源や特性に応じて、多くの人の関心のあることから始めることが効果的と思われます。

図 自分がしてあげられる地域活動（複数回答）

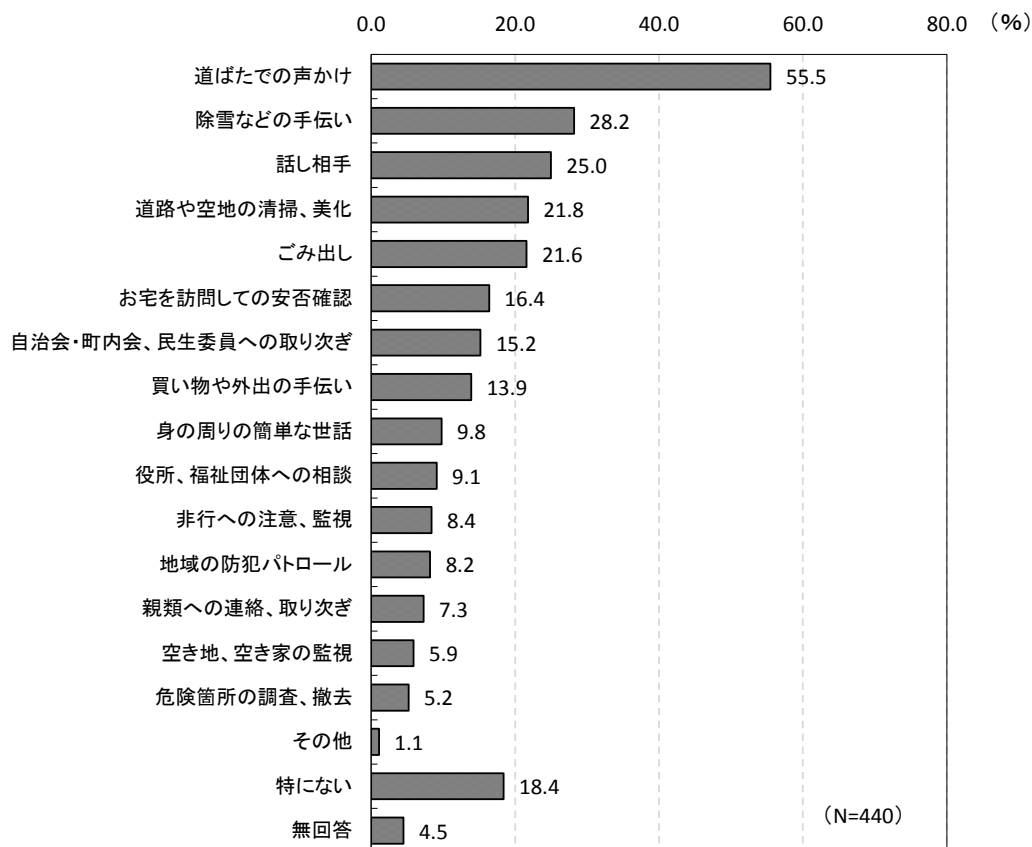


図 地域活動を活発化させる方策（複数回答）

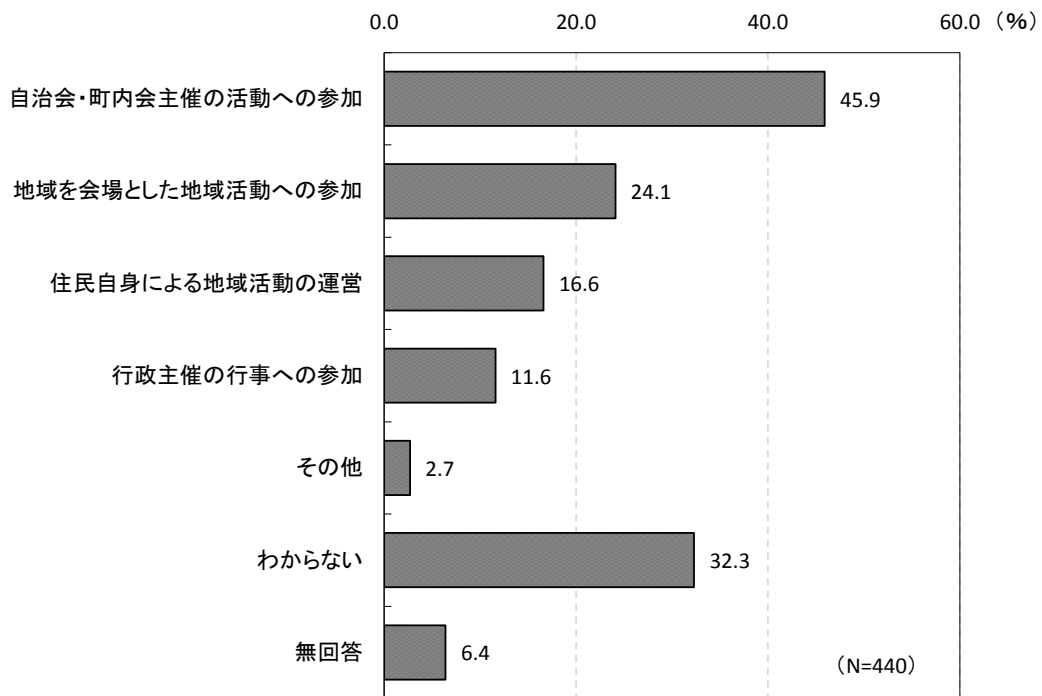
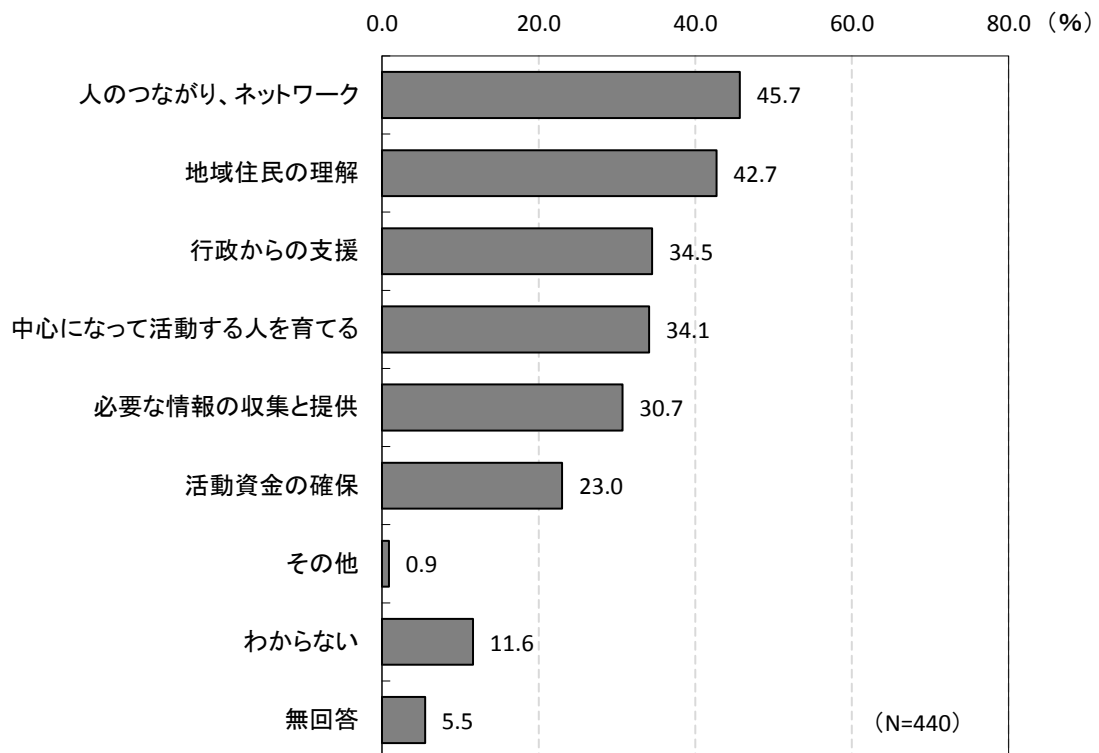


図 地域活動を進める上で必要なこと（複数回答）



## (6) ボランティア活動

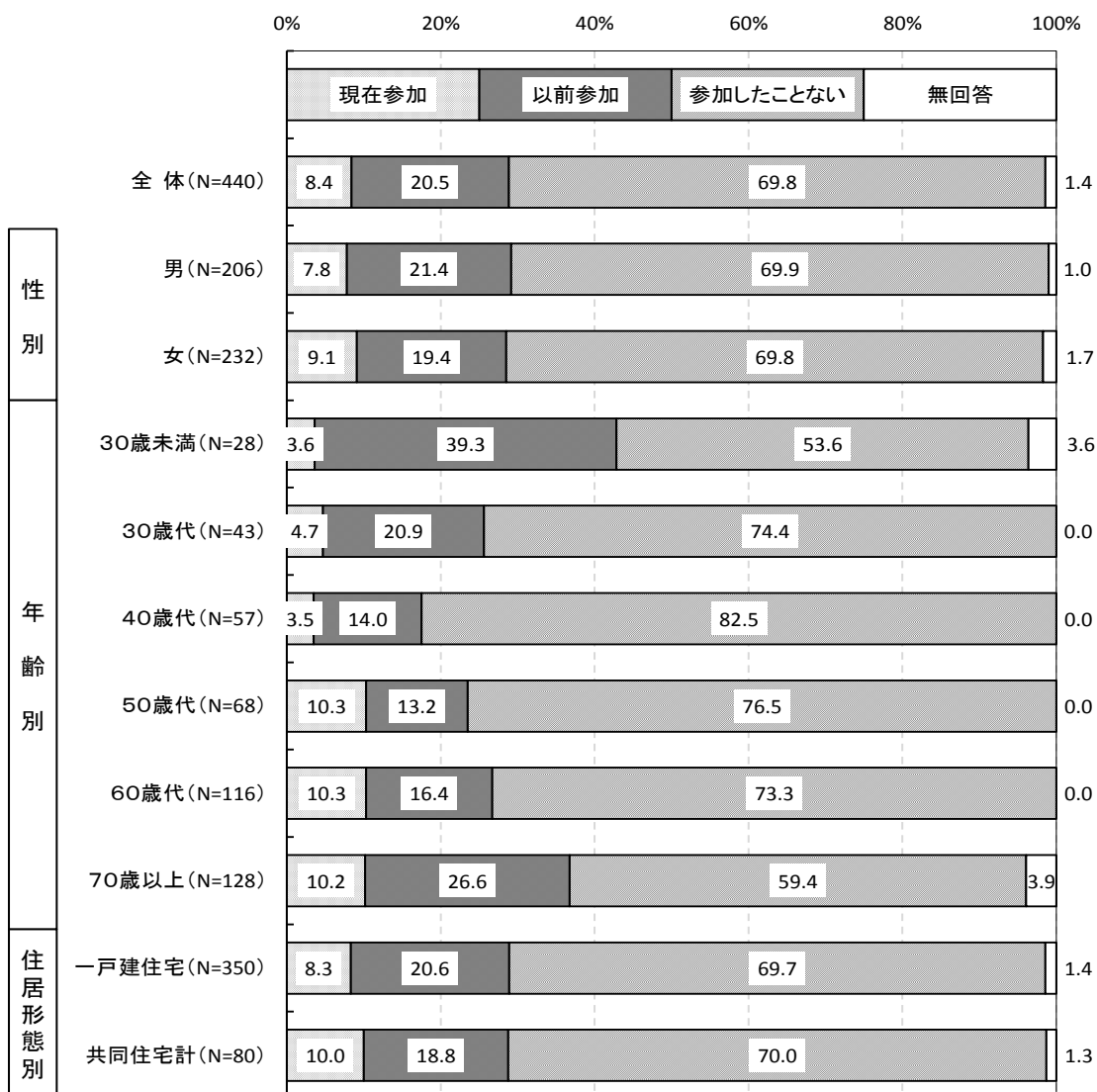
～ボランティア活動への参加意欲を行動につなげる仕組みづくりが必要～

ボランティア活動の参加については、全体では「参加したことがない」(69.8%)が一番多く、「以前参加」(20.5%)、「現在参加」(8.4%)の順になっています。

「30歳未満」では「参加したことがない」(53.6%)が平均より低く、「以前参加」(39.3%)が平均より高くなっています。

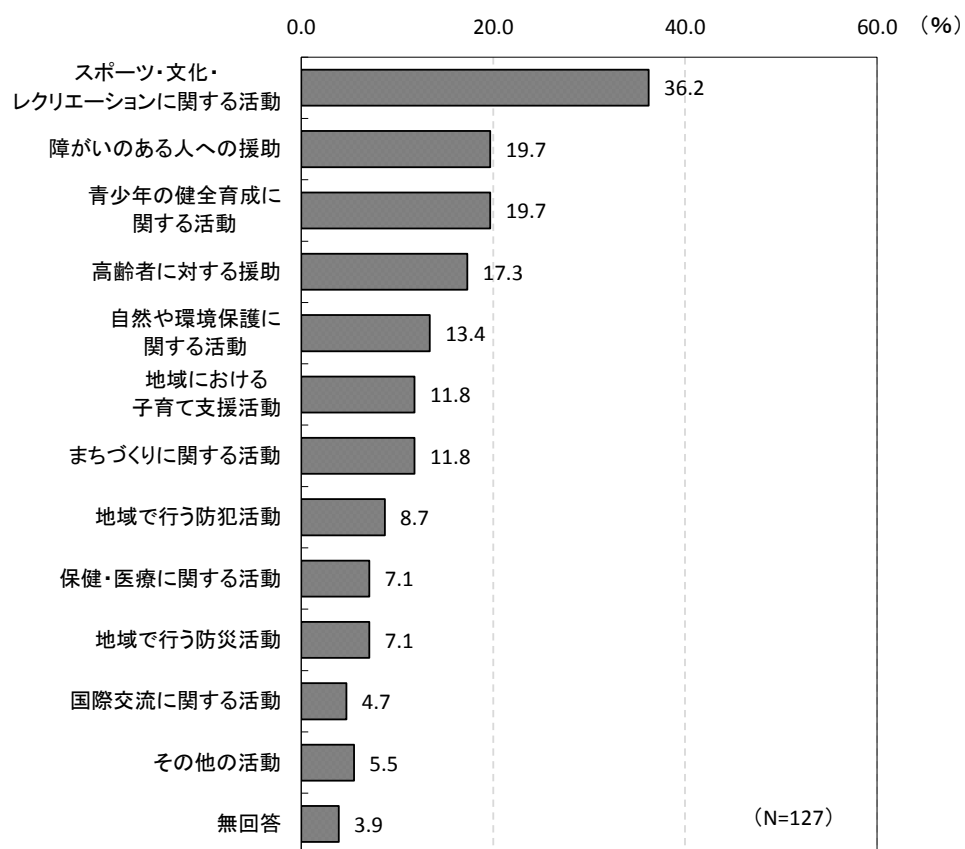
「40歳代」で「参加したことがない」が多くなっており、50歳以上では「現在参加」が約1割で、平均を上回っています。

図 ボランティア活動の参加



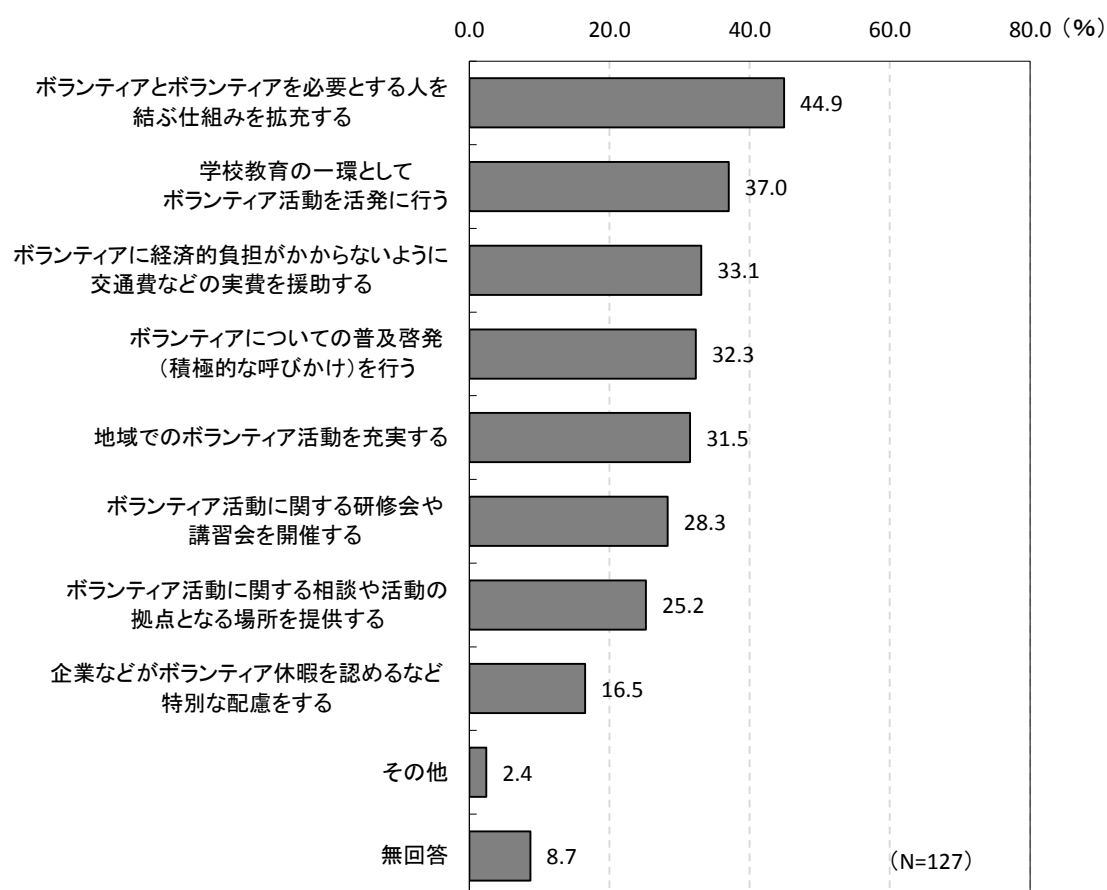
- ・ ボランティア活動の内容としては、「スポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」(36.2%)が最も多く、次いで「障がいのある人への援助」(19.7%)、「青少年の健全育成に関する活動」(19.7%)の順になっており、「関心のあることから」、「身近にできることから」が反映されていると思われます。

図 ボランティア活動の内容（複数回答）



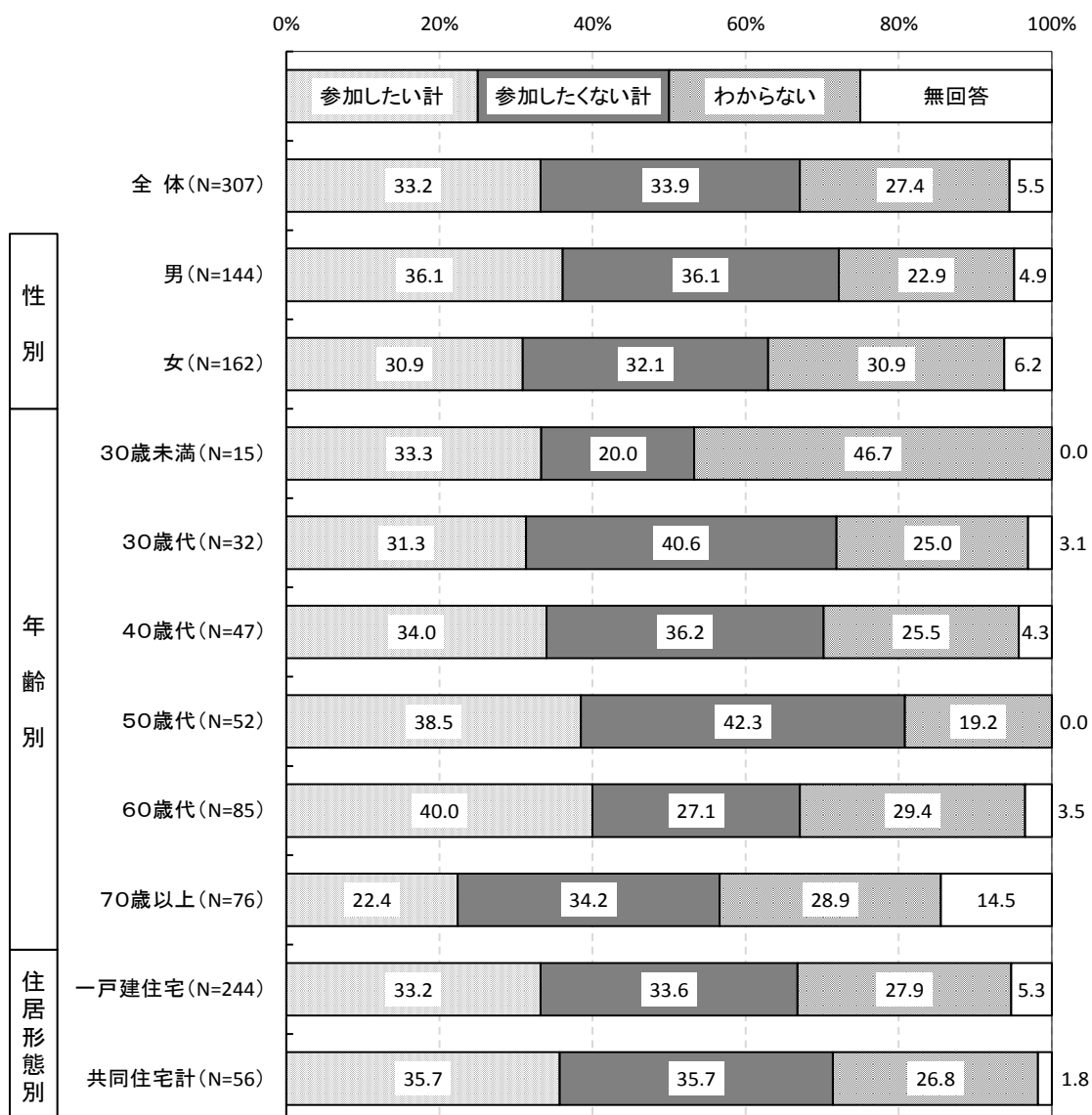
- ・ ボランティア活動を広げるために必要なこととしては、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」(44.9%)が最も多く、次に「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(37.0%)となっています。
- ・ 特に、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みの拡充」については、ボランティア意欲のある人達を行動に結びつける重要な役割となるため、今後の仕組みづくりが期待されます。

図 ボランティア活動を広げるために必要なこと(複数回答)



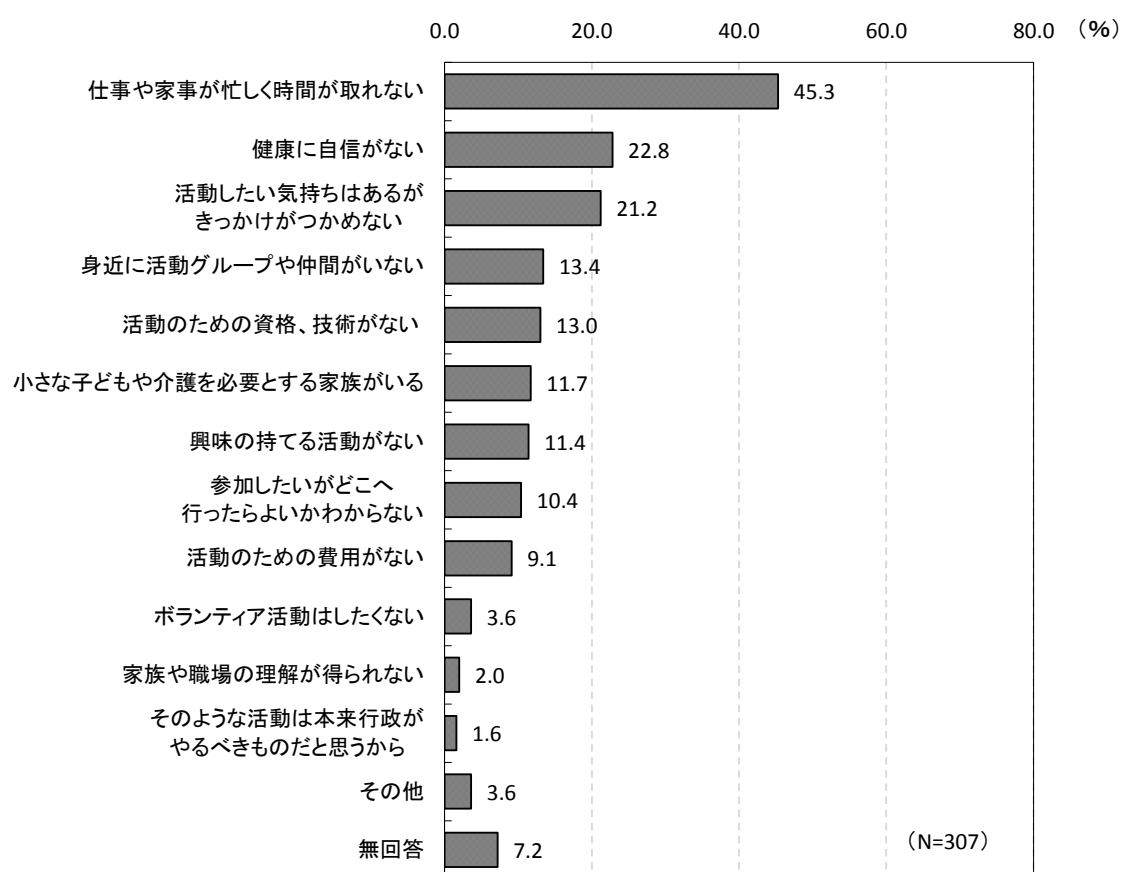
- ・ボランティア活動への参加意思については、全体で「あまり参加したいと思わない」と「まったく参加したいと思わない」を合わせた「参加したくない計」が33.9%と、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた「参加したい計」が33.2%で拮抗しており、「わからない」が27.4%となっています。

図 ボランティア活動への参加意思



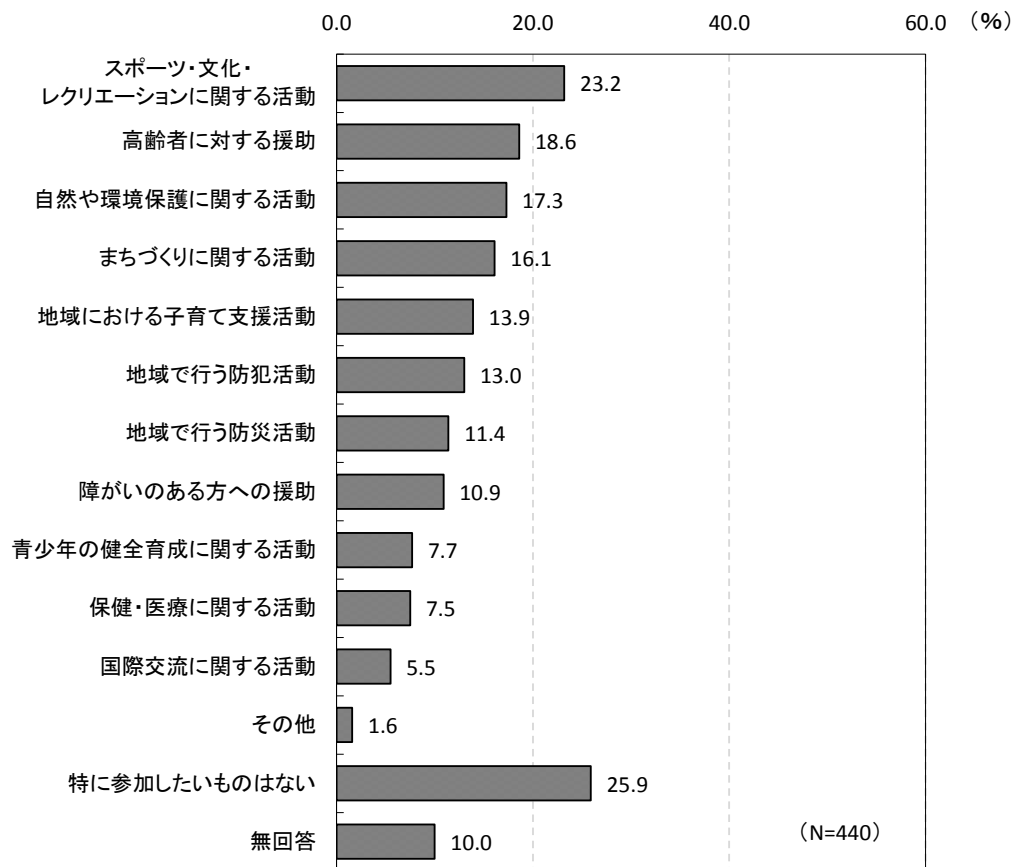
- ・ボランティア活動に参加していない、できない理由としては、「仕事や家事が忙しく時間が取れない」（45.3%）が最も多く、次いで「健康に自信がない」（22.8%）、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」（21.2%）の順になっています。
- ・ボランティア活動への参加意欲があるにもかかわらず参加できていない人達が、必要な情報を得ることで、より多くの人達がボランティア活動に参加することが期待できます。

図 参加していない、できない理由（複数回答）



- ・参加してみたいボランティア活動の内容については、「スポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」（23.2%）が最も多く、次いで「高齢者に対する援助」（18.6%）、「自然や環境保護に関する活動」（17.3%）の順となっています。

図 参加してみたいボランティア活動の内容（複数回答）

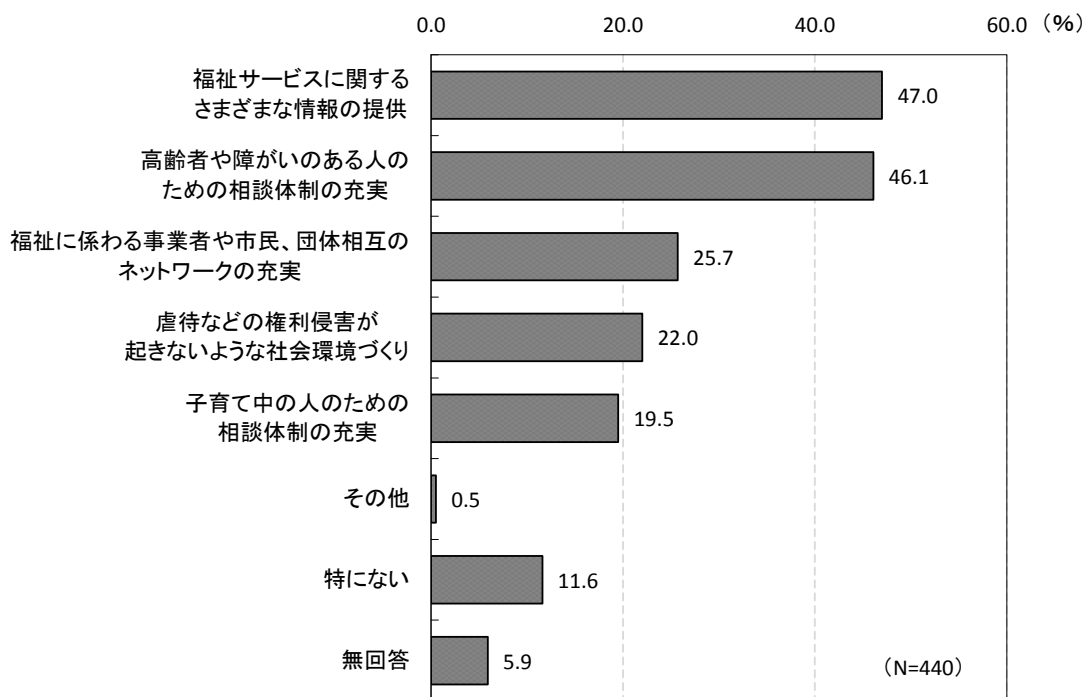


(7) 福祉施策に対する意向

～必要とされるサービスや制度の情報が正確に把握できる体制が必要～

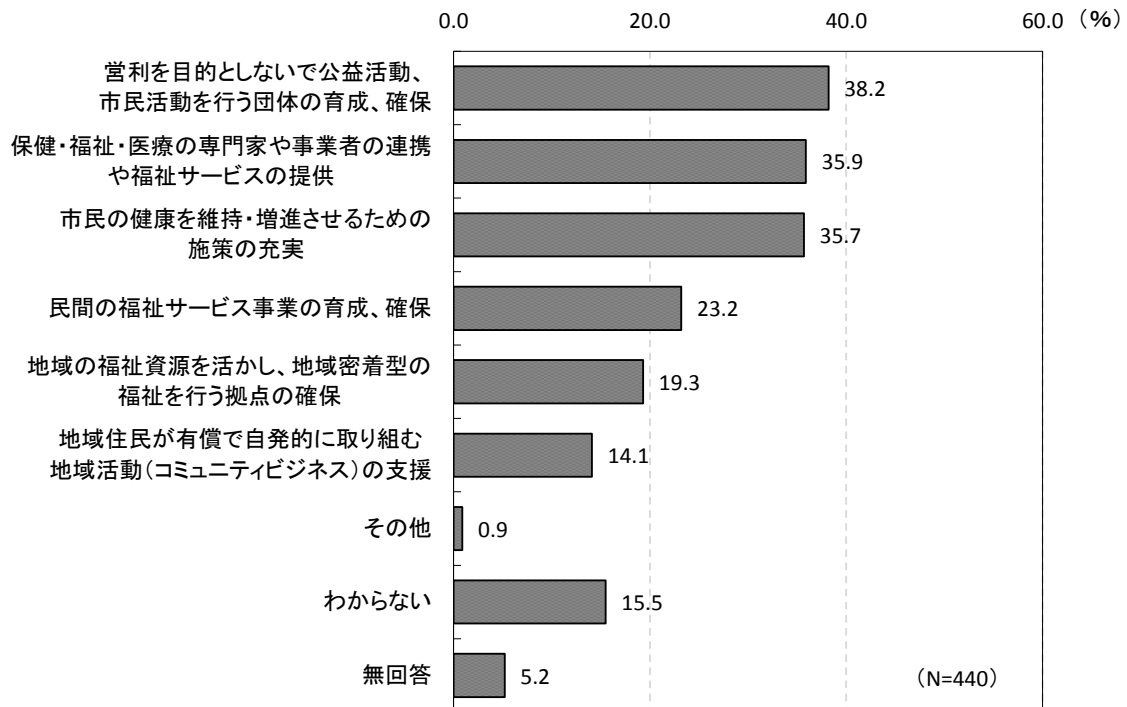
福祉サービスについて関心の高いことは、「福祉サービスに関する様々な情報の提供」(47.0%)、「高齢者や障がいのある人のための相談体制の充実」(46.1%)などとなっています。住民は正確な情報や責任をもって相談を受ける相談体制の充実を求めています。

図 福祉サービスで関心のあること(複数回答)



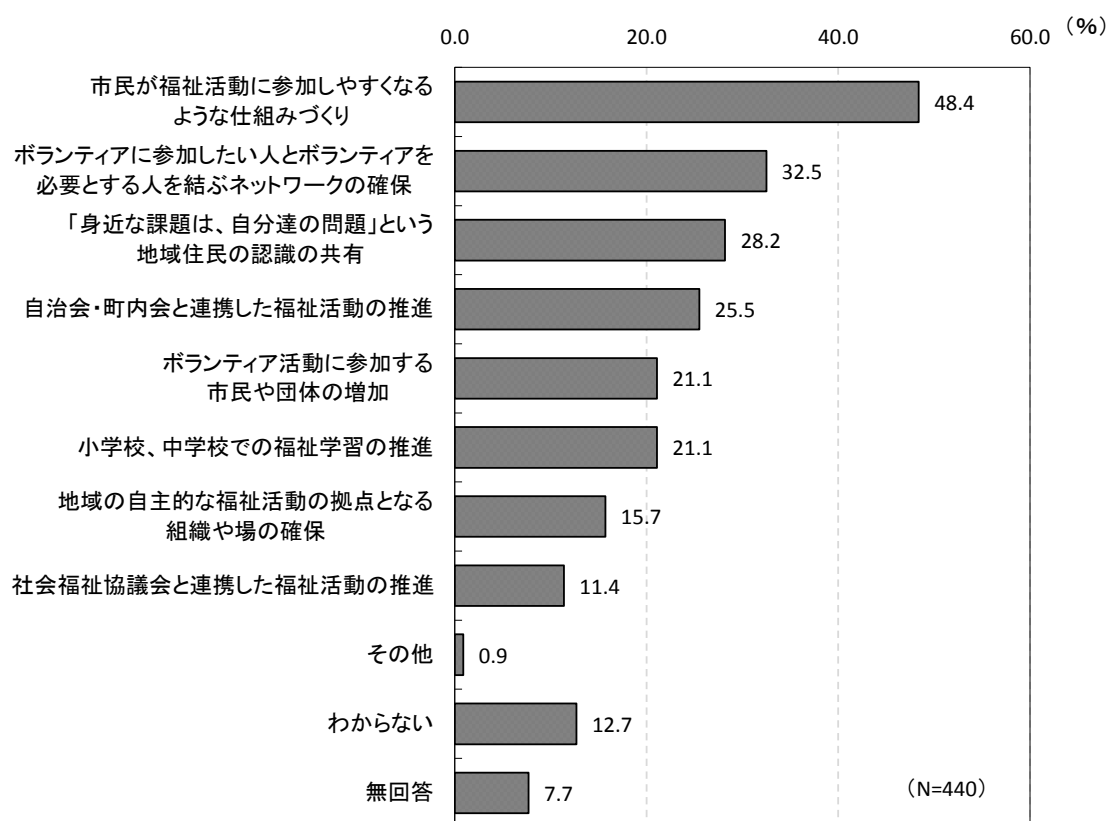
- ・福祉活動の充実のために必要と思うことは、「営利を目的としないで公益活動、市民活動を行う団体の育成、確保」（38.2%）が一番多く、次いで「保健・福祉・医療の専門家や事業者の連携やサービスの提供」（35.9%）、「市民の健康維持・増進させるための施策の充実」（35.7%）、「民間の福祉サービス事業の育成、確保」（23.2%）、「地域の福祉資源を生かし、地域密着型の福祉を行う拠点の確保」（19.3%）となっています。

図 福祉サービス充実のために必要なこと（複数回答）



地域福祉活動への市民参加に必要なこととしては、「市民が福祉活動に参加しやすくなるような仕組みづくり」（48.4%）、「ボランティアに参加したい人とボランティアを必要とする人を結ぶネットワークの確保」（32.5%）が重要視されています。また、「身近な課題は自分たちの問題」（28.2%）という責任感や「自治会・町内会と連携した福祉活動の推進」（25.5%）が重要という指摘もあります。

図 地域福祉活動への市民参加を促進するために必要なこと（複数回答）



(8) 地域活動に対する評価

～地域のニーズに対応した地域活動と、

地域への情報発信が求められています～

自分たちが住んでいる地域が活動的でないと感じている人は、全体で23.4%います。特に30歳未満の人(32.1%)の比率が高くなっています。わからないと答えた人は全体で19.8%ですが、30歳未満の人(28.6%)、40歳代(28.1%)と高くなっています。

一方、今後の地域活動の進め方は、もっと活動すべき(30歳未満、17.9%、60歳代、17.2%)との指摘もありますが、やり方を再考すべき(30歳代、18.6%、60歳代、19.0%)との意見も出されています。

これからの地域活動は、地域のニーズに応じた活動の展開が必要となってきました。

図 地域活動の印象

※「活動的である計」…「とても活動的である」、「比較的活動的である」の合計値です。

※「活動的でない計」…「あまり活動的ではない」、「活動しているようには見えない」の合計値です。

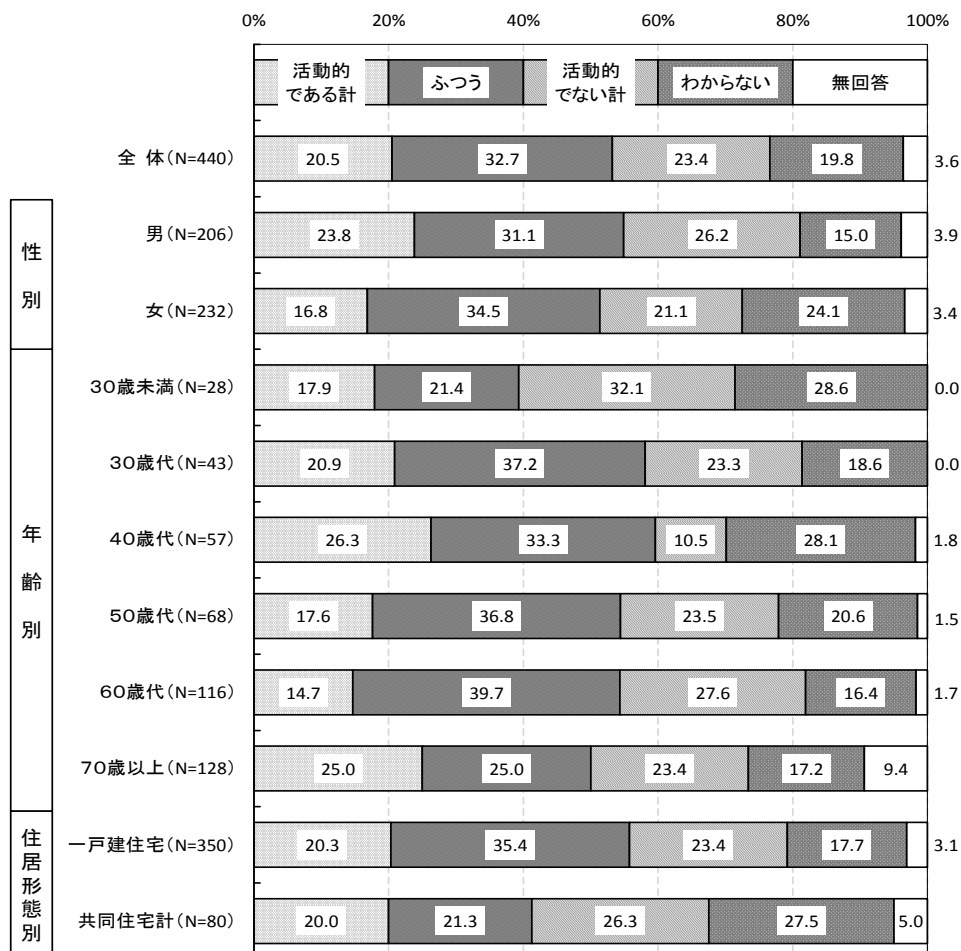
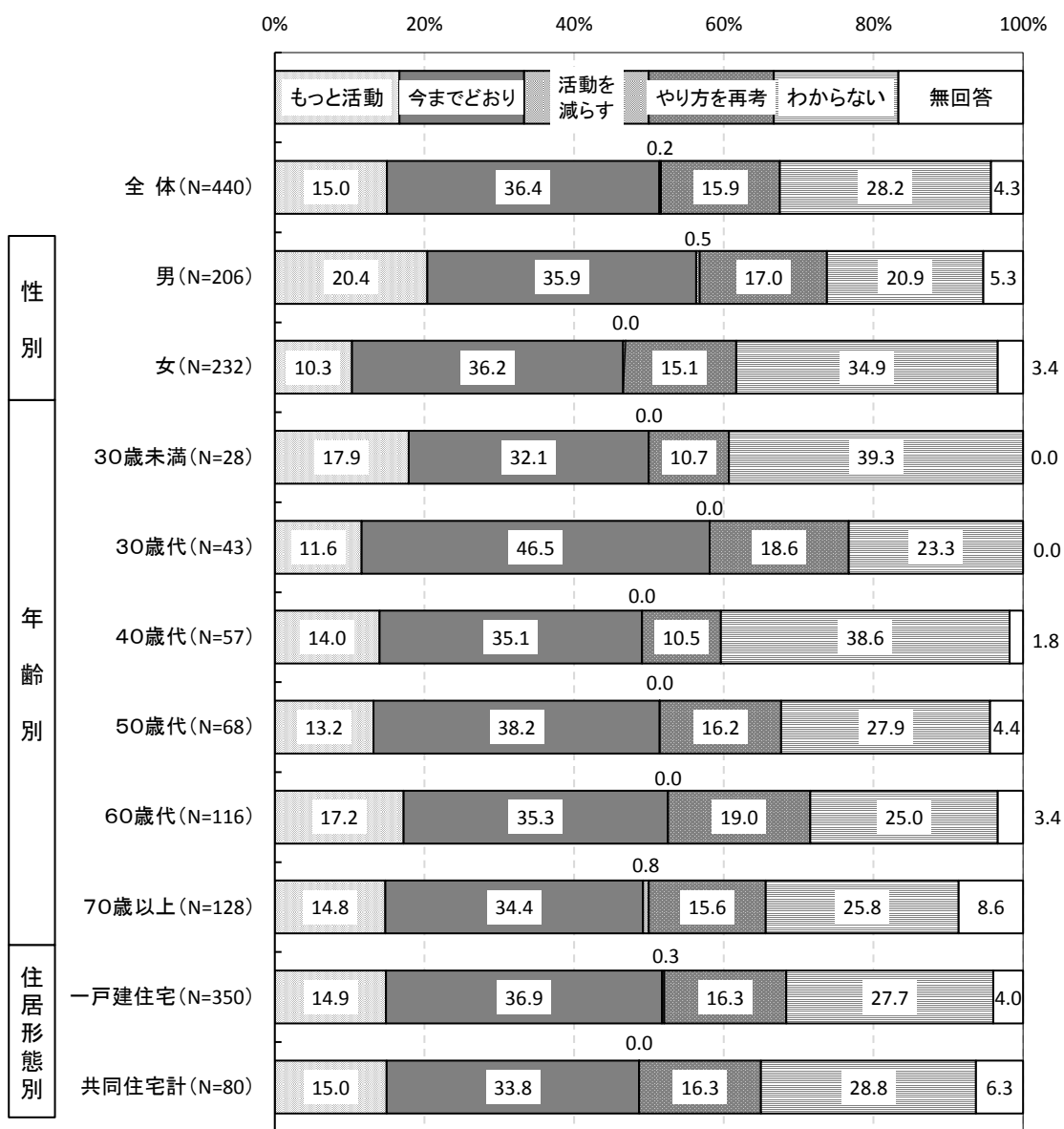


図 よいと思う地域活動の進め方

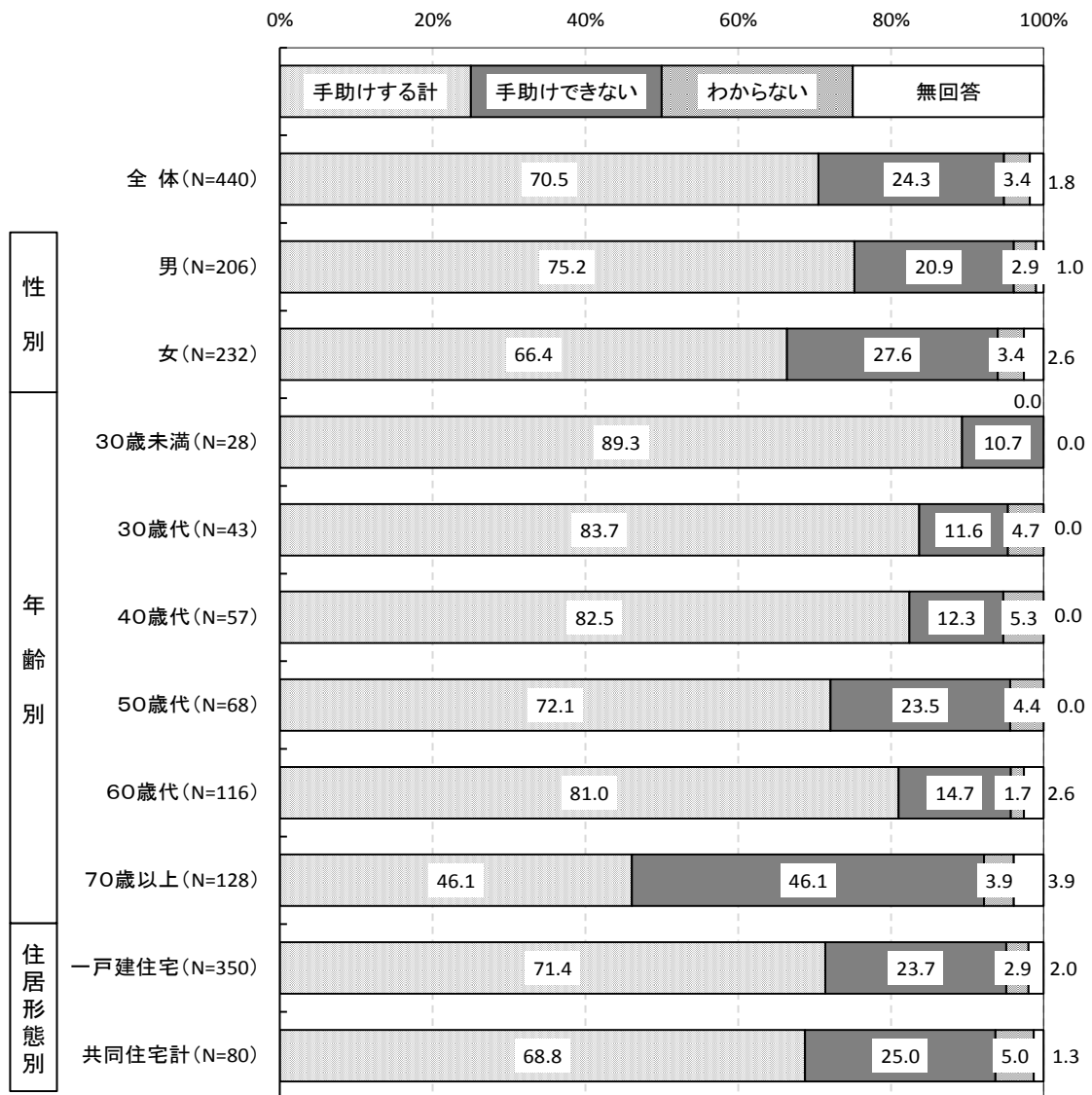


(9) 災害時の助け合い ～支える側と支えられる側に意識の差～

災害時の助け合いについては、70.5%の人は手助けをすると答えました。また、手助けをできないと答えた人は24.3%、よくわからないと答えた人は3.4%となっています。

図 災害時の手助けの可否

※「手助けする計」…「自発的に手助けする、手助けしてもいい」、「町内会（自主防災組織）から要請があれば、手助けする」、「行政から要請があれば、手助けする」の合計値です。



災害時に自力避難ができると答えた人は88.0%で、できないと答えた人は8.4%でした。自力避難できないと答えた人が避難支援を受けるための個人情報提供の範囲としては、市役所（48.6%）、町内会・自治会（40.5%）、民生委員（35.1%）、消防（32.4%）、警察（32.4%）の順でした。

図 災害時の自力避難の可否

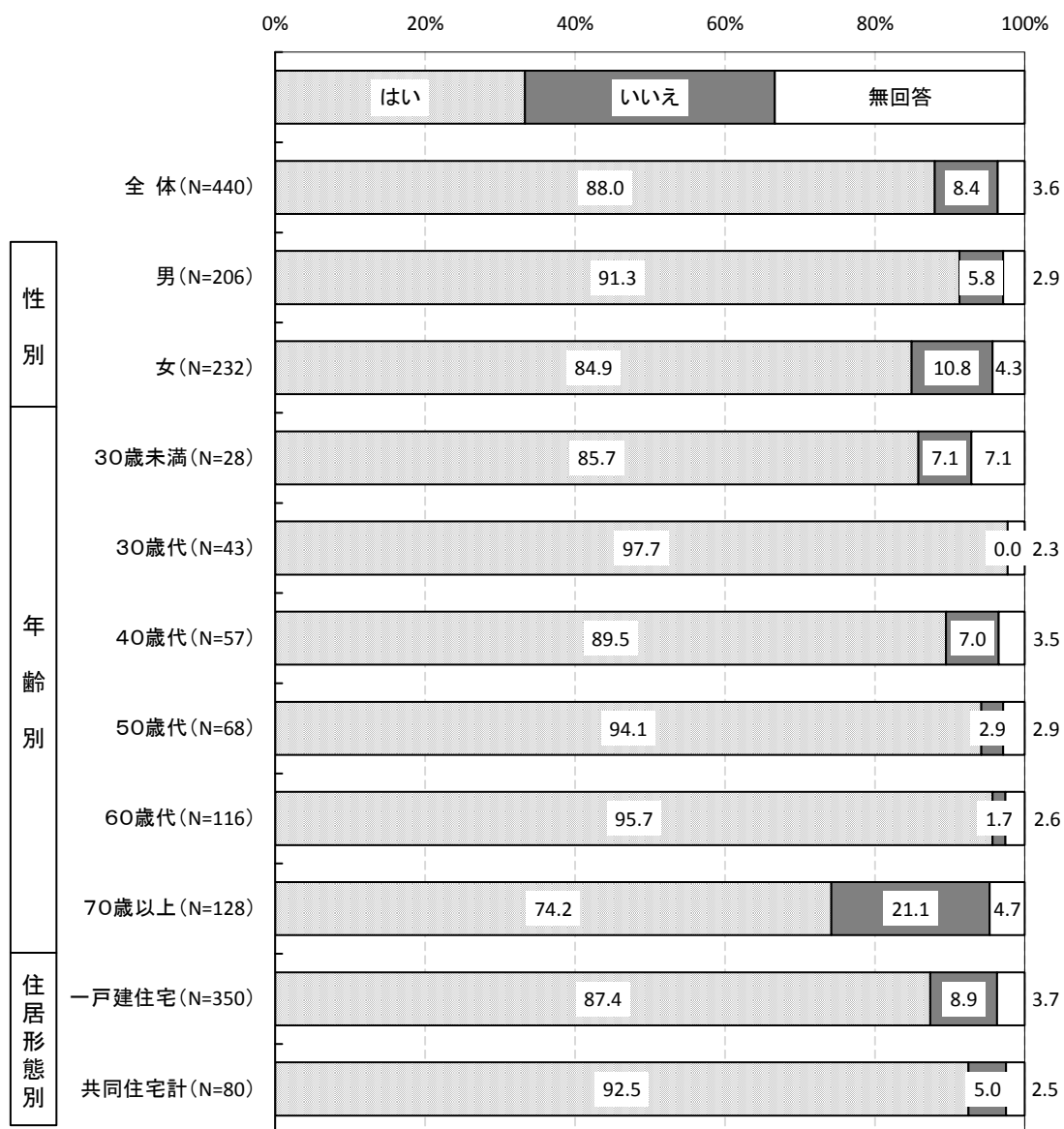
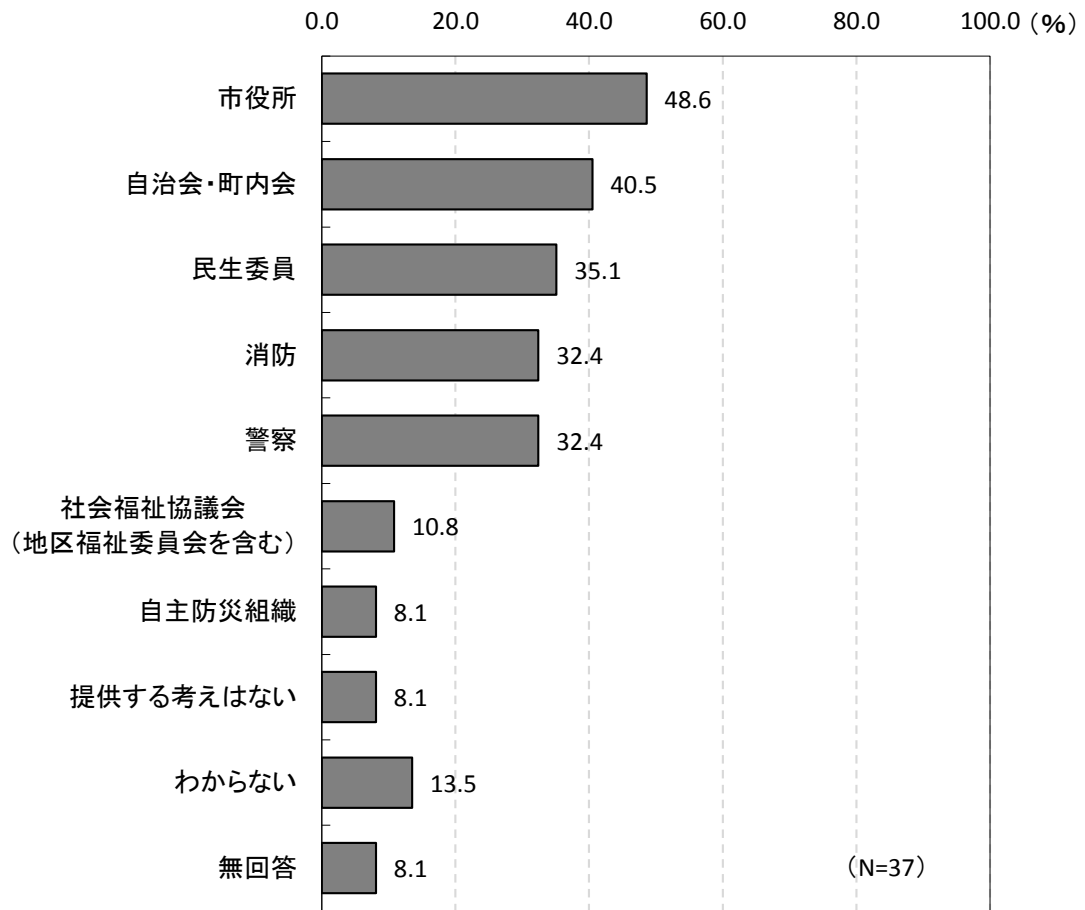
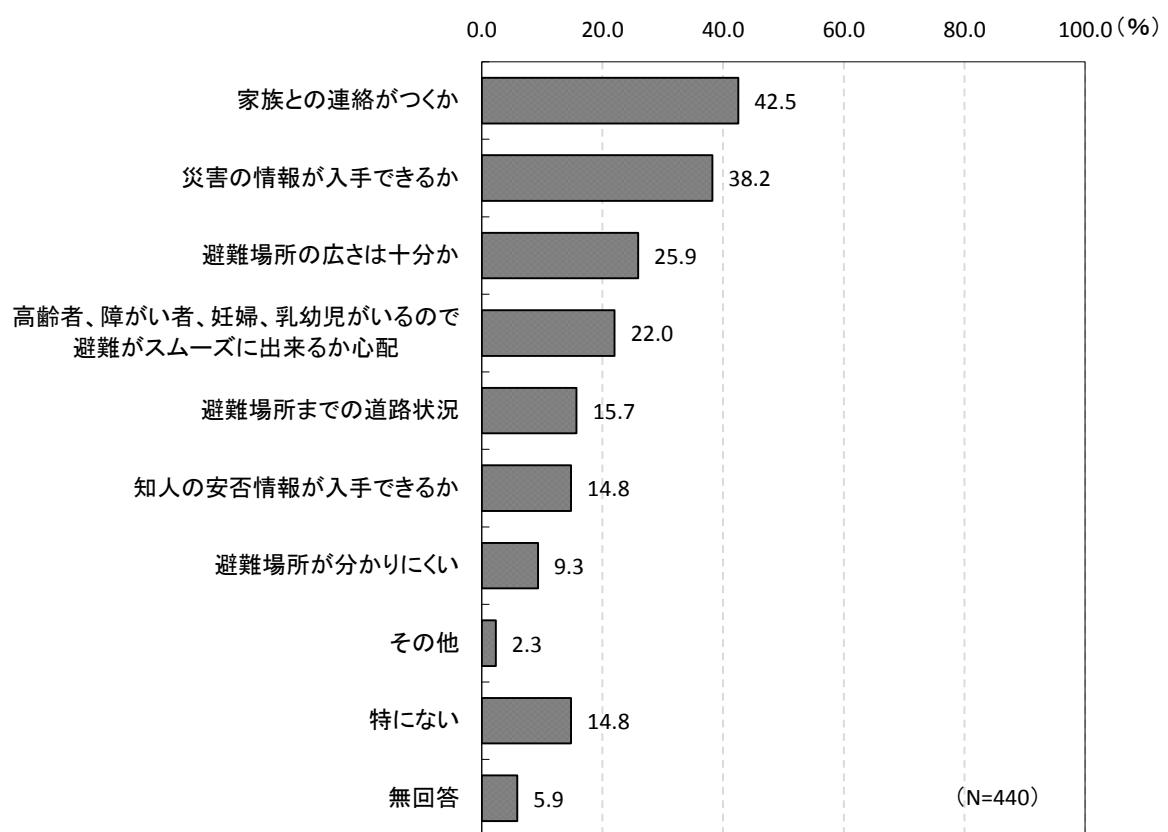


図 避難支援のために情報を提供できる相手（複数回答）



- ・災害時の避難に際しての不安については、「家族との連絡がつくか」（42.5%）が最も多く、次いで「災害の情報が入手できるか」（38.2%）、「避難場所の広さは十分か」（25.9%）となっており、災害時において、だれしもが先が見えにくい不安な状況のなか、いかに正確な情報を早く届ける体制を作るかということが重要になっています。

図 災害時の避難に際しての不安（複数回答）



## 4. 地域福祉の課題と計画の方向性

### (1) 前計画、アンケートなどから導かれる課題

#### (1) - 1 前計画の評価、課題と今後の方向性

前計画の評価や課題としては、次のとおりとしました。

##### ① 総合相談体制の充実（基本施策1、施策1）

高齢者については、4か所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）で、要支援や特定高齢者（二次予防事業対象者）の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護など、多岐にわたる高齢者支援を実施しています。介護保険制度の改正により今後、高齢者支援センターの機能強化が求められます。

障がい者については、相談支援事業所（生活支援・就労支援）において総合的な相談や就労に関する相談を実施しています。

子育て支援については、地域子育て支援センターで育児相談に対応し、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員は児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）などの相談を実施しています。

子どもサポートセンターについては、学校との連携を含め、多岐にわたる相談を実施しています。平成24年度から臨床心理士の勤務時間を拡大し、相談体制の充実を図っています。

いずれの相談窓口でも、相談件数は増加傾向にあり、今後、相談支援のさらなる充実や、関係機関・他職種間の連携が求められます。

##### ② 福祉情報の提供体制の整備（基本施策2、施策2-1）

広報紙、ホームページに情報を掲載し、「子育てガイドブック」、「保育所ガイド」、「ともに暮らしていくために（障がい者サービスガイド）」、「高齢者サービスガイド」などのガイドブックや「健康カレンダー」により、制度の周知を図っています。また、市広報紙・議会広報紙では、障がい者に配慮し、点字広報や声の広報も発行しています。

ガイドブックについては、各種制度の改正に対応していく必要があります。今後も情報提供に努めていくことが求められます。

### ③ 社会資源ネットワークの整備（基本施策2、施策2-2）

社会福祉協議会や地区社会福祉委員会を中心に、地域福祉推進事業など、町内会・自治会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動、講演会、祭りなどを通じ、連携が図られてきています。

また、社会福祉協議会では、職員を各地区担当窓口として置き、地区社会福祉委員会の活動支援や地域ケア会議等に参加しています。

今後も、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携が必要です。

### ④ 権利擁護体制の確立（基本施策2、施策2-3）

高齢者や障がい者、子どもなどの権利擁護のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発、各種相談などを行ってきましたが、依然として「悪徳商法」など高齢者が被害者となるケースや、子どもの虐待など悲惨な事件が後を絶ちません。

そのため引き続き、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう支援が必要です。今後は、高齢化の進展や障がい者の地域移行など、成年後見制度の対象者が増加していくことが見込まれるため、様々なニーズに対応できる一体的かつ継続的な権利擁護体制を構築し、市民後見人の育成などを図っていきながら、関係団体との連携強化や、相談体制を充実することが求められます。

### ⑤ 多様な民間活動の支援、育成（基本施策3、施策3）

高齢者実態調査の実施や民生委員児童委員などと連携を図り、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に努めてきました。

社会変化に伴い住民ニーズも多様化していることから、今後とも的確な把握に努める必要があります。

高齢者や障がい者を対象とした福祉サービスの委託を通して、NPO（非営利活動団体）との連携・協力・支援、民間企業の福祉事業の参入により社会資源の拡大が図られてきました。

引き続き、民間事業者の参入を図っていきながら、さらに社会資源を拡大していくことが必要です。

コミュニティビジネスは、地域が持っている課題の解決や要望を住民が主体となって展開していく地域密着・生活密着型のビジネスです。地域での雇用の受け皿としても期待されていることから、創業の支援として助成制度や起業・

経営制度を実施しています。今後も継続的な支援が求められます。

今後とも、地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉の担い手となるNPOや民間企業の活動を支援していく必要があります。

#### ⑥ 保健、福祉、医療の連携（基本施策4、施策4）

保健、福祉、医療の連携により多様なサービスが効果的に提供されるよう、高齢者や障がい者の相談窓口には保健師や社会福祉士など専門職を配置し、相談業務等に対応しました。

今後とも、サービスの効果的な提供を図るため連携が必要です。

#### ⑦ ボランティアが活動できる環境づくり（基本施策5、施策5-1）

社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施しています。今後とも、ボランティアセンターの充実に向けた支援が必要です。

NPOへの市民参加に向けては、セミナーの開催、公益活動団体との協働指針の作成などにより促進を図ってきましたが、引き続き、地域福祉サービスに果たす役割が大きいNPOへの市民参加を進める必要があります。

#### ⑧ ボランティア活動の担い手育成（基本施策5、施策5-2）

社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、センター研修などにより人材の発掘に努めてきましたが、今後とも、ボランティア活動への市民参加の促進が必要です。ボランティアセンターへの取り組みの支援として、ボランティアセンター事業への助成を実施しています。

児童生徒の総合学習での福祉学習を通して、福祉やボランティアに対する意識啓発などを行ってきました。今後とも、ボランティア活動の健全な発達を目指し、小中学生からの担い手育成が必要です。

#### ⑨ 地域活動の連携強化（基本施策6、施策6-1）

地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会が策定している地域福祉実践計画を推進するため、支援を行ってきました。今後とも、地域活動の強化に向け社会福祉協議会との連携を図る必要があります。

町内会・自治会や地区社会福祉委員会とは、身近な地域課題解決のためのパートナーとして、連携して取り組んできました。町内会・自治会単位で組織さ

れている自主防災組織へ災害時要援護者名簿の提供を行い、連携を図りました。

地域福祉の現場で、共助を進める母体である町内会・自治会などとの連携が地域課題を解決するうえで不可欠であることから、今後とも、地域活動の強化に向けた連携が必要です。

#### ⑩ 活動の場の提供と意識啓発（基本施策6、施策6-2）

地域活動の拠点整備の一環として、旧広葉小学校をコミュニティ施設に改築し、広葉交流センター（愛称：いこ～よ）として、平成26年7月から供用を開始しました。引き続き、活動の拠点整備に努める必要があります。

地域での身近な課題を地域住民が自ら解決すべき問題として捉えてもらえるよう、広報紙やホームページ、出前講座などを利用してPRに努めてきましたが、今後とも、より多くの市民が地域活動に参加してもらうための意識啓発が必要です。

#### ⑪ 社会福祉協議会との連携（基本施策7、施策7-1）

社会福祉協議会は、地域福祉の中核を担う団体であり、近年の地域活動の多様化、地域社会の結びつきの希薄化に伴い、一層の役割が求められていることから、今後とも社会福祉協議会との連携を図る必要があります。

#### ⑫ 福祉活動と連携した地域活動の推進（基本施策7、施策7-2）

民生委員児童委員との連携については、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っており、毎月開催される役員会で情報交換を実施しています。地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見に活用してもらうため、市から民生委員児童委員へ65歳以上の名簿等を提供しました。住民ニーズが多様化するなか、今後とも連携を深める必要があります。

大学との連携については、地域の活性化や人材の育成などを目的に、平成25年4月に市と道都大学が包括連携協定を締結しました。大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して連携を図ってきましたが、今後とも、地域活動の推進に向け連携を深める必要があります。

#### ⑬ 他の福祉計画との連携（基本施策7、施策7-3）

地域福祉計画の策定時に、高齢者、障がい者、子育てを支援する各計画と連携しており、その後は毎年、計画の進行管理を行っています。平成27年度からは新たに子ども・子育て支援プランが策定されたことから、それらを含めて高

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉と地域福祉が連携し、すき間のない福祉の実現が必要です。

#### ⑭ バリアフリーのまちづくり（基本施策8、施策8-1）

市営住宅の建替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化を導入し、市営住宅の建替えはユニバーサルデザインを採用しています。平成25年度から共栄団地の建替え工事に着工し、ユニバーサルデザインを採用しています。

地域で高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、今後とも、公共施設や公共空間はもとより、民間施設においてもバリアフリーで整備されていることが重要です。

#### ⑮ 建築物の耐震化（基本施策8、施策8-2）

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の一部を助成する木造住宅耐震診断事業を実施しています。地震や雪害に配慮した住宅整備が必要です。

#### ⑯ 地域福祉の健全な発展（基本施策9、施策9）

計画の進行管理のため、保健福祉計画検討委員会を開催し、委員の任期を3年間とし、計画策定から進行管理まで一体のものとししました。

今後は、進行する人口減少の影響をより考慮しながら計画策定や進行管理を行うとともに、引き続き、市民参加を図ることが求められます。

#### ⑰ 要援護者情報の把握と情報の集約、維持管理（基本施策10、施策10-1）

災害時声かけ支援登録については、平成21年度から23年度にかけて実施した高齢者実態調査での働きかけにより、登録者の増加が図られており、その後も継続して、高齢者、障がい者、妊産婦に登録を働きかけ、情報の把握を図ってきました。

災害対策基本法が改正され、要配慮者（高齢者や障がい者などの配慮を要する人）と避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する人）について規定されており、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員児童委員、自主防災組織など、避難支援等の実施に携わる人）についても規定されました。

今後は、災害時声かけ支援登録名簿をベースに、ほかの情報も収集しながら、避難行動要支援者名簿の整備をすることが求められます。

避難行動要支援者の情報については、情報の把握、集約に努めるとともに、名簿の提供にあたっては市と提供先で覚書を交わすなど、引き続き、目的以外には使用されることがないように、適切な情報の管理が必要です。

#### ⑱ 要援護者情報の共有と情報更新（基本施策10、施策10-2）

災害時声かけ支援登録者名簿を民生委員児童委員、自主防災組織等に提供し、情報の共有を図り、名簿提供先からの連絡により名簿の修正を行っています。

平成22年度から妊婦を登録の対象に加えましたが、高齢者や障がい者も含め、更なる登録の働きかけを行うとともに、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿として登録者の拡大が必要です。

#### ⑲ 要援護者の見守りと緊急対応に備えた役割分担（基本施策10、施策10-3）

災害時における避難については、避難支援プラン全体計画の中で、避難行動要支援者の範囲や名簿の登載事項、個別計画の作成方法などについて定め、避難支援プラン個別計画において、避難行動要支援者名簿をもとに具体的な支援方法を避難支援等関係者などと協議することが必要です。

また、要配慮者のうち、収容避難場所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害発生時には福祉施設等を利用して、特別な配慮がなされた福祉避難所を設置することが必要です。

## (1) - 2 社会動向

市の現状から、次の5点を課題としました。

- ① 人口の減少
- ② 高齢者の増加、高齢者のみの世帯および高齢者の単身世帯の増加
- ③ 要支援・要介護者の増加
- ④ 障がい者の増加
- ⑤ 上記に伴う地域での支えあい等の必要性の高まり

## (1) - 3 アンケート調査から導かれる課題（市民アンケート調査）

「地域福祉計画に係るアンケート調査」の結果、市民から次のような期待や要望が寄せられています。

- ① 高齢化、単身世帯が増加し、支援が必要な人が増えている
- ② 団塊世代の地域での受け皿づくり、地域活動への参加が期待される
- ③ 地域活動に関心を持ってもらう機会が必要
- ④ 地域活動は、できることから、関心のあることから
- ⑤ ボランティア活動への参加意欲を行動につなげる仕組みづくりが必要
- ⑥ 必要とされるサービスや制度の情報が、正確に把握できる体制が必要
- ⑦ 地域活動に関する的確な情報発信が求められている
- ⑧ 地域に見える、地域ニーズに応じた活動展開が必要
- ⑨ 災害時の情報提供先として町内会・自治会が期待されている
- ⑩ 災害時の避難においては、正確な情報と連絡体制が重要である

## (2) 計画策定における課題

前計画から引き継がれるべき課題、アンケート結果などから、第4期計画の策定における課題として、次のとおり整理を行いました。

### ① 市民のニーズに応じたサービス利用につなげる仕組みが必要

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実や自分にあったサービスを選択するための正確な情報を得ることが必要です。

また、総人口の減少や地域の多様性、少子高齢化や単身高齢者世帯の増加に伴い、公的サービスだけでは対応できない、地域生活に密着した課題への対応としての「新たな支え合い」（57ページ参照）がより一層求められており、社会福祉協議会が中心となって地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携なども必要となってきました。

### ② 現状を反映した福祉事業の展開が必要

福祉事業へのNPOや民間の参入促進により、社会資源の拡大が図られてきましたが、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化などから、今後とも、地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉の担い手となるNPOや民間活動を支援していく必要があります。

また、保健、医療、福祉の連携により多様なサービスが効果的に提供されることも必要です。

### ③ 市民の主体的な地域福祉活動への参加が重要

社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア派遣による取組みが行われてきましたが、今後も、市民が気軽に参加し、活動を継続できる仕組みづくりが必要です。

また、地域福祉活動の要としての役割を担う社会福祉協議会や、身近な地域課題解決のためのパートナーである町内会・自治会や地区社会福祉委員会との連携により、地域活動の強化が必要です。

さらに、より多くの市民が主体的に地域活動に参加してもらうための意識啓発や活動の場の提供などの環境づくりも必要です。これにより、地域住民一人の小さな行動を大きな成果へと導くことが期待されます。

#### ④ きめ細やかな地域福祉活動の展開が重要

地域住民と福祉を結ぶ相談役として、地域福祉の向上に大きな役割を担っている民生委員児童委員との連携、地域福祉実践計画を推進する社会福祉協議会の体制強化などが必要です。

また、地域で高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためのバリアフリーの推進や耐震化も必要です。

さらに、地域福祉計画の着実な推進のための市民参加による計画推進体制の整備や関連する他の計画との連携なども必要です。

#### ⑤ 災害時に支援が必要な人を支援できる体制が必要

災害時に支援を必要とする人への支援については、前計画策定時よりもさらに高齢化が進み、また単身高齢者世帯も増えており、災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくりはさらに必要性が高くなっています。

また、災害時に支援が必要な人の情報は、把握や集約に努め、情報を更新し適切な管理が必要であり、情報提供先としては、町内会・自治会が期待されています。

今後は、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者へ提供することで、災害時における避難行動要支援者の安全を確保することが必要となっています。

#### ⑥ 高齢者等の孤立死対策が必要

健康状態や経済状況に問題があるにもかかわらず、必要な行政サービスを利用できず、電気・水道・ガスなどの公共料金や家賃を長期間滞納するなど、社会的に孤立した末に病死、餓死に至るケースが全国的に発生しています。高齢化が進み、一人暮らしの高齢者なども増加していることから、地域の中で安全で安心して暮らし、孤立することがないように、関係機関などのネットワークにより孤立死を防止する体制づくりが必要です。

#### ⑦ 生活困窮者の自立支援に関する体制が必要

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化が必要とされます。住居や生活など経済的に困窮するだけでなく、高齢・障がい・子育て・社会的孤立など複合的な課題に対する相談体制の確保や自立に向けた生活・就労の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制が必要です。

## 1. 基本理念・基本目標

第4期計画は、本市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画と整合性を図りながら、以下の基本メッセージと基本理念を定め、計画を推進していきます。

### (1) 基本メッセージ・理念

#### ①基本メッセージ

第4期計画では、市民や企業など自らが地域の福祉に関する課題に気づき、協働を図りながら問題解決していく“地域力”を育て、広げることで住みよい地域社会をつくっていくことをメッセージとしました。

今後、人口減少や高齢化がさらに進んでいくなかでは、より一層“地域力”を高めることが重要となります。

第4期計画においても、以下を基本メッセージとして、地域福祉を推進します。

【基本メッセージ】

みんなで高める“地域力”  
みんなで広げる住みよいまち

#### ※地域力

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の様々な構成員が、自らその問題の所在に気づき（関心を持ち、認識する）、主体的にまた、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

また、地域の福祉力とは、地域の課題への気づきとともに、相互支援力や問題解決力を高める（学習・参加）、それらを可能とする仕組みを作り出す、人権意識を高める、生活上必要な社会資源を作り出すなどの力をいいます。

## ② 基本理念

基本メッセージを支える4つの基本理念を定め、以下のとおりとします。

### ＜基本理念1＞ “地域力”を育て、高めあう福祉のまち

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人が制度の狭間などで生活に困窮することなく、地域社会の一員として尊重され、住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、お互いが支え合い、ともに生きる力＝“地域力”を育て、広げるまちづくりを目指します。

### ＜基本理念2＞ 市民が主役となった地域福祉活動の推進

今、必要とされる福祉の情報や社会資源が確実に利活用できる場が確保されるとともに、高齢者、障がい者、子育て世帯、子ども等の安全が確保され、地域住民だれもが安心・安全な生活を営めるよう、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、地域住民、学校との連携により、市民が主体的に関わり、ともに支え合う地域福祉を目指します。

### ＜基本理念3＞ 地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉

本人や家族だけでは生活に制限のある高齢者や障がい者、子ども、また、家庭で介護や子育てをしている家族などを、地域で見守り、孤立することがないように手を差し伸べたり、地域の防犯・防災や除排雪などの日常生活についても、地域自らが地域の安全を確保できるよう、生活支援から介護支援までを地域で支え合う地域福祉を目指します。

### ＜基本理念4＞ 公共・民間・非営利サービスの機能的役割の 分担と連携による地域の“福祉力”の向上

地域住民に関わる様々な問題を受け止め、住みよいまちづくりを図るため、行政、地域活動団体、ボランティアなどの非営利組織活動がその専門性や役割を生かすとともに、地域情報の共有と有効な連携を図り、地域に住む人だれにとっても安心できる地域福祉を推進します。

## (2) 基本目標

基本メッセージと基本理念を支える具体的な柱として、5つの基本目標を定めます。

基本目標は、地域福祉施策の理念を具体的に示す目標であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を目指します。

### ＜基本目標1＞ 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供

- ◇ 基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実
- ◇ 基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

### ＜基本目標2＞ 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために

- ◇ 基本施策3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成
- ◇ 基本施策4 保健、福祉、医療との垣根のない連携

### ＜基本目標3＞ 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進

- ◇ 基本施策5 市民参加を促し、様々な地域活動を支援する体制の充実
- ◇ 基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり

### ＜基本目標4＞ その他の地域福祉の発展に向けて

- ◇ 基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進
- ◇ 基本施策8 地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり
- ◇ 基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

### ＜基本目標5＞ 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

- ◇ 基本施策10 避難行動要支援者の支援体制構築、普及啓発

## 2. 施策の展開

日常生活で介助が必要な高齢者や障がい者を在宅で支え、また、子どもの健全育成を図るためには、専門的な介護や相談体制が必要であり、家族だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。

また、様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や、「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPO（非営利活動団体）などの市民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。

さらに、最近、民間企業の福祉事業への参入が進むなど、福祉ビジネスが発展しており、人材の育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、民間の力が大きな役割を担っています。

このようなことから、行政、民間、市民が連携・役割分担した、要援護者への「新たな支え合い」が必要です。

そのため、ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いの促進に向け、地域活動のための場の確保や環境の整備はもとより、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPOなど、地域福祉活動に参加する様々な市民が連携・協力しながら活動できる仕組みづくりを目指します。

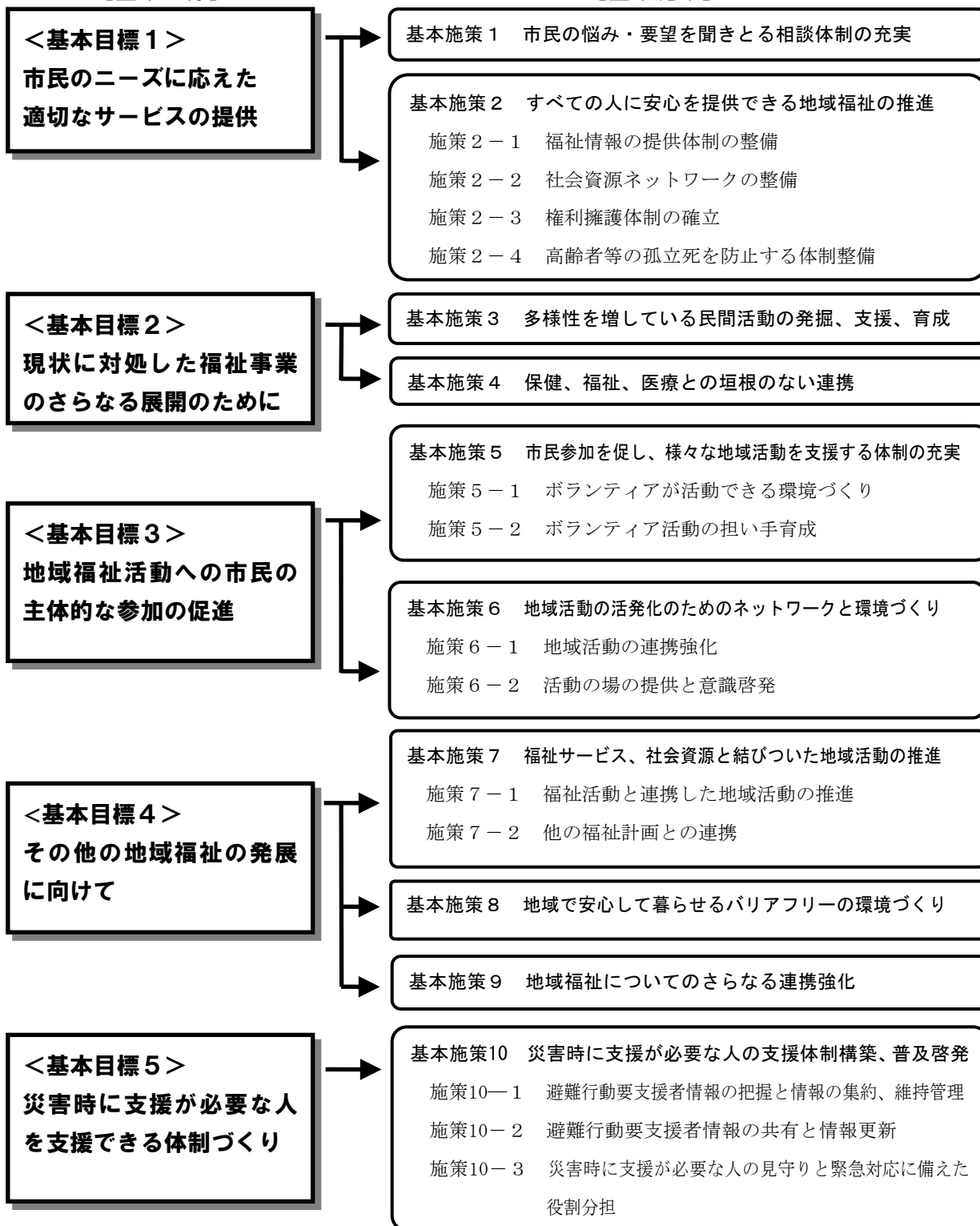
### ※新たな支え合い

厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」が設けられ、平成20年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」が取りまとめられました。

住民の基本的なニーズは公的な福祉サービス（公助）で対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされており、地域福祉は人のつながりの強化を通じ、地域社会再生の軸になりうると指摘されています。

## 地域福祉計画の施策体系

### 【基本目標】



## ＜基本目標 1＞ 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供

### (1) 基本施策 1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実

<b>施策 1</b>	<b>総合相談体制の充実</b>
-------------	------------------

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

そのため、高齢者については、高齢者支援センター（地域包括支援センター）を4か所に設置し、地域の特性や相談内容の多様化などに応じた機能強化を図ってきました。

障がい者については、相談支援事業所（生活支援・就労支援）に専門職員を配置し、増員を図るなどして相談体制を強化してきました。

子育て支援については、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、常設の「地域子育て支援センター」を設置しているほか、2つの保育園に設置されている子育て支援センターで育児相談などを実施しています。また、家庭児童相談員（母子・父子自立支援員を兼務）は、増員を図るなどして、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）などの相談に応じています。

子どもサポートセンターについては、臨床心理士の配置や全小中学校での相談など相談体制の充実を図ってきました。

引き続き、地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者、障がい者、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を行うため、自立相談支援機関を設置します。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 高齢者支援センター	<p>総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。</p> <p>高齢者への支援充実に向けて、職員の適切な配置や連携体制を検討します。</p> <p>また、医療・介護連携や認知症施策の推進における高齢者支援センター（地域包括支援センター）の役割を明確化するよう方針を示します。</p>
② 障がい者相談支援事業所	<p>相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。</p> <p>また、障がい福祉サービス利用者へのサービス利用計画作成を推進します。</p>
③ 地域子育て支援センター	<p>育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、子どもおよび保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して情報提供や相談支援を行います。</p>
④ 家庭児童相談員、 母子・父子自立支援員	<p>児童虐待やDVなどの相談支援の充実を図ります。</p>
⑤ 子どもサポートセンター	<p>学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施します。</p>
⑥ 生活困窮者自立相談支援 機関	<p>相談支援機関を設置し、ハローワーク等と連携を図りながら、雇用や生活等に関する相談支援体制を整備します。</p>

## (2) 基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

### 施策2-1 福祉情報の提供体制の整備

サービスを利用する人が自分にあったサービスを選択するためには、正確な情報を得ることが必要です。

そのため、広報紙やホームページ、各種ガイドブックなどによる情報提供や町内会・自治会等との連携による各種事業の呼びかけなどを行ってきましたが、今後とも、各種制度改正に合わせたタイムリーな情報提供や福祉に関する啓発活動などが必要です。

また、情報のバリアフリー化を目指し、点字広報や声の広報を発行していますが、視覚障がい者のための音声コード付きの行政情報の提供など、さらなる充実が必要です。

そのため引き続き、だれもが安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
福祉情報の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>① 市の広報紙での情報提供や啓発活動に努めます。</li><li>② 市のホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。</li><li>③ 各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。</li><li>④ 点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。</li><li>⑤ 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携と情報共有を図ります。</li></ul>

**施策 2-2****社会資源ネットワークの整備**

社会福祉協議会、地区社会福祉委員会を中心に、町内会・自治会、民生委員児童委員等と協力して、地域での見守り活動や敬老会、まつりなどが開催され、小地域での連携強化の取組みが展開されてきました。

しかしながら、少子化、核家族化が進む中での高齢者、障がい者など要援護者の増加は、地域における新たな生活課題も生み出してきており、これまでの家庭内での助け合いから地域全体での「新たな支え合い」が求められています。

そのため、ともに生きるための支え合いの大切さについて市民一人ひとりが認識を深めてもらうとともに、地域でのネットワークづくりや資源の開発などにより、住民の地域福祉活動を支援する人材を育成することも必要です。

また、情報共有と連携による介護サービスの質的向上と安定供給を目指し、介護サービス事業者等で構成する北広島市介護サービス連絡協議会（きたひろサービスネット）との連携を深める必要があります。

そのため引き続き、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
社会資源ネットワークの整備	① 社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。 ② 地域活動を支援する人材の育成について検討します。

高齢による判断力の衰えや障がいのため判断力が不十分な人たちが、地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）による相談、成年後見制度の利用による支援を行ってきました。認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズも高まっており、様々なニーズに対応できる一体的かつ継続的な権利擁護体制の構築が急務となっています。

今後は、平成28年度に設置予定の「（仮称）権利擁護センター」で成年後見制度などの支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。

また、認知症の高齢者や障がい者、子どもの虐待、DVなどの権利侵害に対しては、高齢者支援センターや家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、障がい者虐待防止センター等の相談窓口が中心となって解決に取り組んできました。

しかし、依然として「悪徳商法」など高齢者が被害者となるケースや障がい者、子どもの虐待など悲惨な事件が後を絶ちません。

そのため引き続き、地域で福祉サービスを必要とする人が権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう権利擁護センター等と連携しながら支援します。

主な施策・事業	施策・事業内容
権利擁護体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）や成年後見制度の啓発に努めるとともに、様々なニーズに対応できる一体的かつ継続的な権利擁護体制として、「（仮称）権利擁護センター」を設置して、市民後見人の育成などを行いながら関係機関と連携して総合的な支援を行います。</li> <li>② 高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。</li> <li>③ 支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。</li> <li>④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による子どもの虐待、DVの相談支援の充実を図ります。</li> <li>⑤ 虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。</li> </ul>

**施策 2-4****高齢者等の孤立死を防止する体制整備**

一人暮らしの高齢者の増加等に伴い、高齢者等の孤立死が発生していることから、介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問する事業者のネットワークを活用して安否の確認を行ってきました。

また、一人暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら安否の確認を行ってきました。

今後も高齢化の進展や障がい者の増加など、社会環境が変わっていく中で、地域から孤立した状態で、だれにも看取られず亡くなる「孤立死」の発生を防止するための体制整備を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
高齢者等の孤立死を防止する体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>① 介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。</li><li>② 一人暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら安否の確認を行います。</li><li>③ 支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。</li></ul>

## ＜基本目標 2＞ 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために

### (3) 基本施策 3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成

#### 施策 3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成

高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査など、機会をとらえながら住民ニーズの把握に努めてきました。

また、高齢者や障がい者が対象の福祉サービスを委託することなどによるNPOへの支援、移送サービスや福祉有償運送などを通じた連携・協力を図るとともに、規制緩和による民間企業の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られてきました。

コミュニティビジネスについては、創業支援としてアドバイザーによる起業相談や経営相談を実施しています。

今後とも、地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉の担い手となるNPOや民間企業の活動を支援していきます。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 住民ニーズの把握	各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。
② NPO（非営利活動団体）や民間との連携・協力・支援	<p>NPO活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。</p> <p>サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。</p> <p>地域での雇用の受け皿として期待され、また、地域へ貢献できる福祉分野でのコミュニティビジネスを支援します。</p>

#### (4) 基本施策4 保健、福祉、医療との垣根のない連携

##### 施策4

##### 保健、福祉、医療との垣根のない連携

保健、福祉、医療の連携により多様なサービスが効果的に提供されるよう、高齢者や障がい者の相談窓口保健師や社会福祉士など専門職を配置し、相談業務等に対応してきました。高齢者分野の地域ケア会議、障がい者分野の自立支援協議会の取り組みにより、少しずつ横のつながりができつつあり、また、情報を共有するため、福祉サービス事業者との連携を深めることが必要です。

今後とも、保健、福祉、医療の専門家や関連する福祉機関との連携により、サービスの効果的な提供を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
保健、福祉、医療との垣根のない連携	① 相談窓口保健、福祉、医療の専門職を配置します。 ② 保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。

### ＜基本目標3＞ 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進

#### (5) 基本施策5 市民参加を促し、様々な地域活動を支援する体制の充実

##### 施策5-1 ボランティアが活動できる環境づくり

社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、話し相手など公的サービスでは対応できない部分について、ボランティア派遣による取組みが行われたり、また、福祉パネル展、各種イベントへの参加時などを通してボランティア情報の提供を行ってきました。

引き続き、社会福祉協議会が主体的な役割を果たしながら、市民の自発的な活動意欲を尊重して、地域の人材を発掘し生かしていくための仕組みづくりが必要です。

また、NPOへの市民参加に向けては、セミナーの開催、公益活動団体との協働指針の作成などにより促進を図ってきました。

NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きいことから、今後とも、市民参加が促進するよう支援が必要です。また、本市のNPOは、収入に占める寄付金の割合が全国平均に比べ低いため、市民が寄付しやすい環境を整えることも重要となっています。

主な施策・事業	施策・事業内容
① ボランティアセンターの充実に向けた支援	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備など、市民が参加しやすい仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供も必要です。</p> <p>そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。</p>
② NPO（非営利活動団体）への市民参加の促進	<p>NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。</p> <p>また、NPOの組織基盤の強化を進めるため、市民が寄付しやすい環境整備について検討します。</p>

**施策5-2****ボランティア活動の担い手育成**

社会福祉協議会を中心として、ボランティアセンター研修などにより人材の発掘に努めてきました。

また、児童生徒の総合学習での福祉学習、小中高生へのボランティア体験を通して、福祉やボランティアに対する意識啓発などを行ってきました。

今後とも、ボランティア活動の健全な発達を目指し、幅広いボランティア活動の担い手育成を図るため支援が必要です。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 人材の発掘・育成	ボランティアセンター研修の開催などにより、地域の人材の発掘・育成に努めます。
② 学校での福祉学習の促進	福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。

(6) 基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり

**施策6-1 地域活動の連携強化**

地域福祉活動の要としての役割を担っている社会福祉協議会に対する支援を行ってきました。今後とも、社会福祉協議会と連携を図りながら活動を支援することが必要です。

また、町内会・自治会や地区社会福祉委員会とは、身近な地域課題解決のためのパートナーとして、市の付属機関への参加や出前講座の実施などを通し連携を図ってきました。一方、自治会単位で組織される自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供によって連携が図られた部分もありますが、全体的には不十分であるともいえます。

そのため、今後とも、町内会・自治会などとの更なる連携による地域活動の強化が必要です。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 社会福祉協議会の体制強化と活動支援	<p>社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図るとともに、引き続き活動に対する支援を行います。</p>
② 町内会・自治会などとの連携	<p>町内会・自治会や地区社会福祉委員会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、次の点も含め連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が主催する福祉活動への町内会・自治会などの参加呼びかけと連携</li> <li>・町内会・自治会などの組織力育成や日常的な活動、防災訓練の支援と必要な情報提供</li> <li>・町内会等活動の広域連携の検討</li> <li>・周辺市町の町内会等活動、福祉活動の情報把握や連携の検討</li> <li>・災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の自主防災組織等への提供</li> </ul>

**施策6-2****活動の場の提供と意識啓発**

地域活動の拠点として、地区集会所の改築・新築、学校跡施設等の整備を図ってきました。

社会福祉法人が開設する共生型福祉施設（高齢者、障がい児・者、児童などが交流できる施設）の整備について支援を行ってきました。

また、地域での身近な課題を地域住民が自ら解決すべき問題として捉えてもらえるよう、広報紙やホームページ、出前講座などを利用してPRに努めています。

今後とも、地域で地域住民と共に市民活動、町内会・自治会活動を展開するためには、地域に活動の場やそのための意識啓発、情報交流の場が必要です。そのため、活動の場の提供と充実を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 地域活動拠点の提供	より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。
② 地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動	地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。

## <基本目標4> その他の地域福祉の発展に向けて

### (7) 基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進

#### 施策7-1 福祉活動と連携した地域活動の推進

地域福祉活動を担うものとして、地域には民生委員児童委員がいます。また、北広島市には福祉を教育研究する大学があり、多くの大学関係者が地域福祉に関心を寄せています。これらの人材を今後も積極的に活用し、活動と連携することにより、地域の防犯対策など、地域活動の推進を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① 民生委員児童委員との連携	<p>民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。</p> <p>そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通じた資質向上に努めます。</p>
② 大学との連携	<p>大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。</p>
③ 防犯対策など地域活動の促進	<p>高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。</p>

**施策7-2****他の福祉計画との連携**

地域には在宅で生活する高齢者、障がい者がおり、この人たちを支援する高齢者福祉、障がい者福祉の活動が行われています。これら福祉活動と連携を取り、すき間のない福祉の実現を図ります。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との連携を図り、地域活動の推進を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
他の福祉計画との連携	<p>高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていきます。</p> <p>また、社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取組みを図ります。</p>

## (8) 基本施策8 地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり

### 施策8

### バリアフリーのまちづくり

地域で高齢者、障がい者、子どもや家庭で介護や子育てをしている家族が安心して暮らすためには、公共施設、公共空間がバリアフリーで整備されていることが重要です。

そのため、市営住宅の建替えや小中学校の大規模改修に合わせたバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインの採用などを行っています。

また、民間事業者の協力のもと、福祉ホームのバリアフリー化なども行われました。

今後とも、北広島市福祉環境整備要綱などに基づき、バリアフリーのまちづくりを進めます。

だれもが安全に安心して利用できる住宅の確保が求められることから、木造住宅耐震診断事業を実施するなど、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
① バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	<p>北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。</p> <p>市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、ユニバーサルデザインを採用しており、今後この仕様での整備を進めます。</p>
② 建築物の耐震化	<p>耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。</p>

(9) 基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化

<b>施策9</b>	<b>地域福祉についてのさらなる連携強化</b>
------------	--------------------------

北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、計画策定から進行管理まで一体のものとして、市民や専門家などの委員から意見をいただいています。

引き続き、地域福祉活動が関連する福祉施策と連携し、確実な効果を上げて健全に発展していくためには、今後は少子高齢化の動向を見すえながら、計画策定段階からの透明性の確保や市民参加が重要です。特に平成20年以降、北広島市において人口が減少し続けているため、その影響を考慮した計画策定や点検、見直しを図ります。

主な施策・事業	施策・事業内容
地域福祉についてのさらなる連携強化	① 今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。 ② 市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行います。

## ＜基本目標5＞災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

### (10) 基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制構築、普及啓発

災害対策基本法が改正されており、要配慮者（高齢者や障がい者などの配慮を要する人）と避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する人）について規定され、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員児童委員、自主防災組織など、避難支援等の実施に携わる人）についても規定されました。

災害時に支援が必要な人の情報を日頃から適切に把握し、民生委員児童委員などの関係機関等との間で共有を図っていますが、避難の際に支援が必要な人については、避難支援プラン個別計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿が必要となります。

また、要配慮者のうち、収容避難場所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害発生時には福祉施設等を利用して、特別な配慮がなされた福祉避難所を設置することが必要です。

#### 施策10-1 避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理

災害時の避難において高齢者、障がい者などの被災者を一人も見逃さないためには、日頃から避難行動要支援者情報の把握と、把握した情報の集約、適切な管理が必要です。

市では、平成16年度から高齢者や障がい者を対象に「災害時声かけ支援登録」を実施してきました。今後は、「災害時声かけ支援登録名簿」をベースとしながら、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を整備します。

また、日中に一人となる高齢者や病弱者を抱えている高齢者世帯など、行政のみでは把握することが困難な情報もあることから、行政と地域で活動する町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等との連携により把握に努めます。

主な施策・事業	施策・事業内容
情報の把握・集約・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難行動要支援者名簿による把握に努めます。</li> <li>② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。</li> <li>③ 避難行動要支援者名簿について、災害時声かけ支援登録名簿をベースとして整備を進めます。</li> <li>④ 集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されないことがないよう、市と提供先で覚書を交わすなど適切な管理に努めます。</li> </ul>

## 施策10-2 避難行動要支援者情報の共有と情報更新

避難行動要支援者情報の共有については、

- ① 制度を周知した後、名簿への登録希望者の情報を収集する方式（手上げ方式）
- ② 要配慮者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）
- ③ 条例等の規定整備により個人情報をもとの関係機関と共有する方式（関係機関共有方式）

の3方式があります。

これまで、市においては①の手上げ方式により災害時声かけ支援登録を実施していますが、平成21年度から23年度にかけて実施した高齢者実態調査での働きかけにより②の同意方式での登録が図られています。今後は、関係機関から名簿登載についての情報提供を受けながら避難行動要支援者名簿への登録拡大を進めます。

主な施策・事業	施策・事業内容
避難行動要支援者情報の共有と更新	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難支援等関係者である自主防災組織、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。</li> <li>② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報更新を行います。</li> <li>③ 関係機関から要介護者や障がい者等の情報提供を受けながら、手上げ方式や同意方式により避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、取組みを図ります。</li> </ol>

**施策10-3****災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担**

日常的な見守り活動、助け合い活動を推進するとともに、緊急時に備えた多様な機関との役割分担と連絡体制づくりが必要です。

そのため、町内会・自治会等に自主防災組織の設立を働きかけるとともに、町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要配慮者に対する日常的な見守り活動やマップづくり等の推進を図ります。

また、関係機関・団体と協議を行い、災害時の役割分担と連絡体制づくりに努めます。

要配慮者のうち、収容避難場所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害発生時には福祉施設等を利用して、特別な配慮がなされた福祉避難所を設置します。

主な施策・事業	施策・事業内容
要配慮者の見守りと 緊急対応に備えた役割分担	① 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要配慮者に対する日常的な見守りを推進します。 ② 要配慮者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。 ③ 要配慮者のうち、災害発生時に収容避難場所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。

